第１回　白川・緑川水系流域治水協議会

日時：令和２年９月３０日（水）１５：００～

場所：ホテル熊本テルサ３Ｆ　たい樹

議 事 次 第

１．開　会

２．挨　拶

３．議　事

１）白川・緑川における令和２年７月出水概要・・・・・・・・・・・・・・・資料１

２）流域治水プロジェクト策定に向けて

・流域治水プロジェクト概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料２

・流域治水対策メニュー確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料３

・今後の流域対策等についての意見交換

３）今後のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料４

４．閉会

◆第１回　白川・緑川水系流域治水協議会　出席者名簿

（日時）令和２年９月３０日（水）１５時００分～１７時００分（予定）
（場所）ホテル熊本テルサ３F　たい樹

機関名	役　職	氏　名	web※ or 対面	備　考
熊本市	市長	大西　一史	web※	
阿蘇市	市長	佐藤　義興	対面	
大津町	町長	家入　勲	対面	
菊陽町	町長	後藤　三雄	対面	
高森町	町長	草村　大成	web※	
西原村	副村長	目床　順司	対面	代理出席
南阿蘇村	村長	吉良　清一	対面	
宇土市	危機管理課 課長	東　顕	対面	代理出席
宇城市	市長	守田　憲史	対面	
美里町	町長	上田　泰弘	対面	
御船町	町長	藤木　正幸	web※	
嘉島町	町長	荒木　泰臣	対面	
益城町	町長	西村　博則	対面	
甲佐町	町長	奥名　克美	対面	
山都町	町長	梅田　穣	対面	
熊本県	河川課 課長	菰田　武志	対面	
熊本河川国道事務所	所長	鈴木　学	対面	
立野ダム工事事務所	所長	阿部　成二	対面	
緑川ダム管理所	所長	吉村　俊一	対面	
出席者		web	3	
		対面	16	

※webはzoomを予定しています。

第1回　白川・緑川水系流域治水協議会

配　席　図

令和2年9月30日（水）

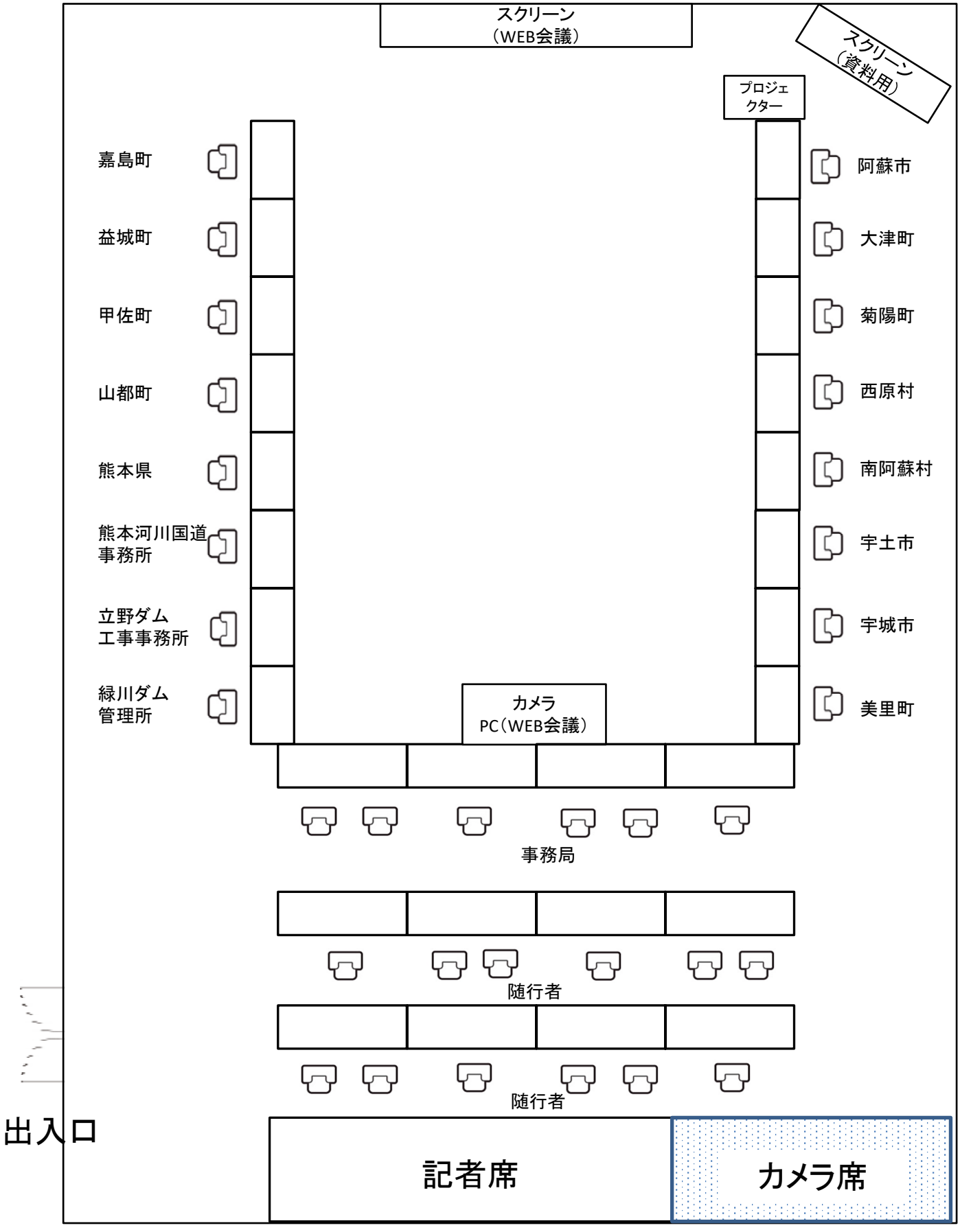

資料１

白川・緑川における
令和２年　７月出水概要

国土交通省
九州地方整備局
熊本河川国道事務所

1．降雨の概要（雨量観測所）

白川・緑川流域における令和2年7月の総雨量は、各雨量観測所において過去5ヶ年の平均雨量の約2倍である約800mm～1,200mm※2を記録した。

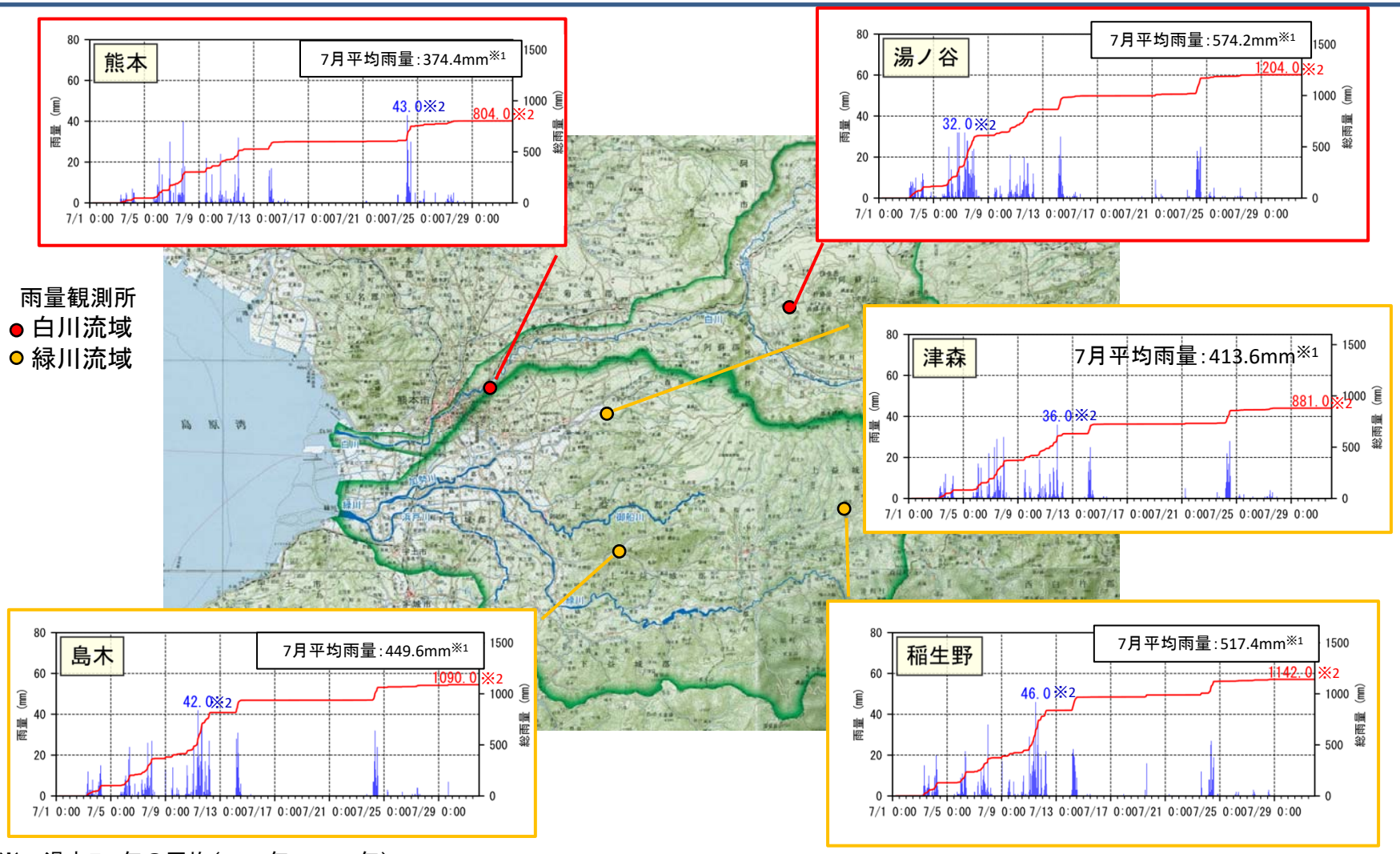

※1：過去5ヶ年の平均（2015年～2019年）
※2：速報値及び暫定値であるため、今後の調査で変わる可能性があります。

2. 水位の概要（白川（代継橋水位観測所））

白川水系白川の代継橋水位観測所では、7月8日2時にピーク水位4.3m※（氾濫注意水位超過）を記録した。

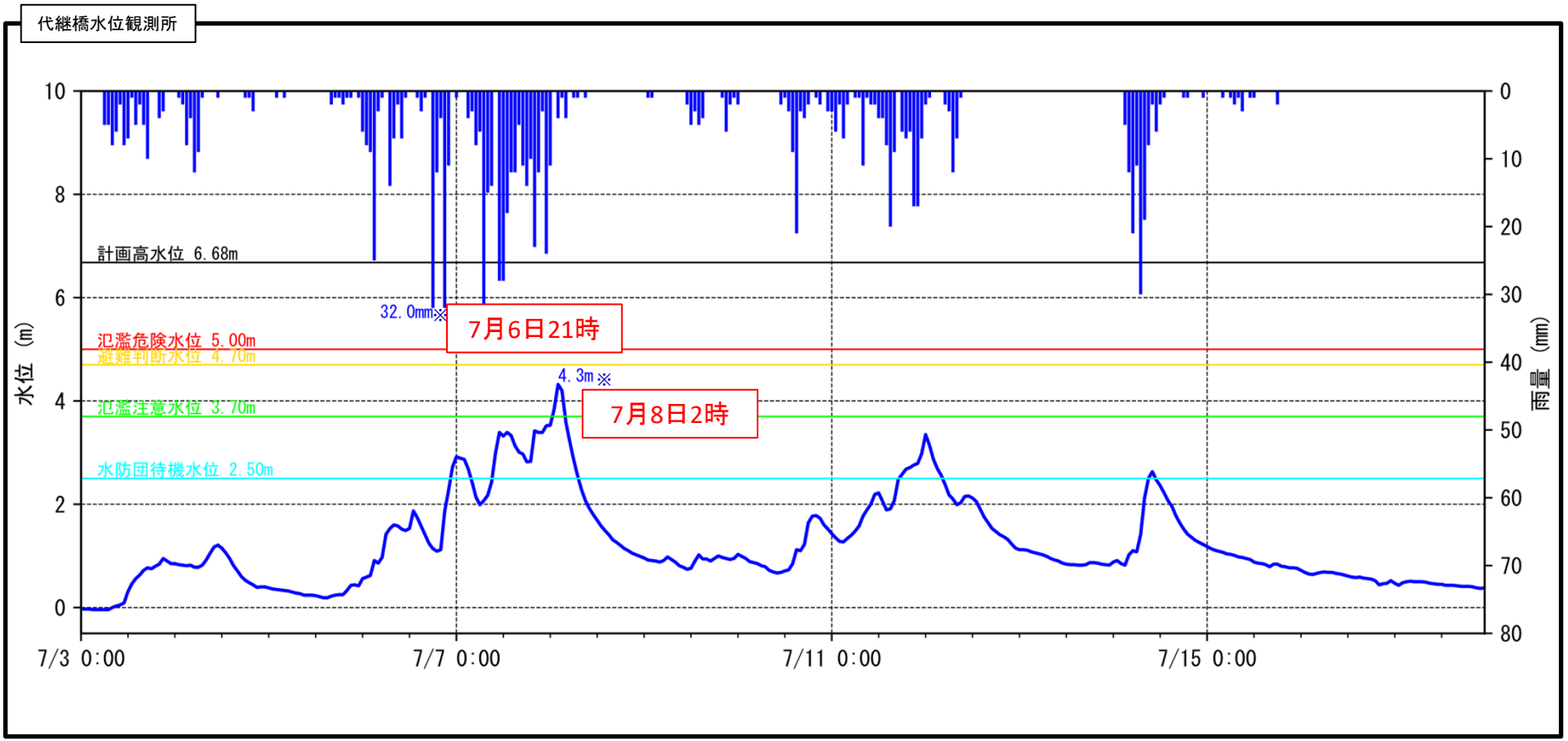

※本資料の数値は、速報値及び暫定値であるため、今後の調査で変わる可能性があります。

2. 水位の概要（緑川（城南水位観測所））

緑川水系緑川の城南水位観測所では、7月11日18時にピーク水位4.9m※（氾濫注意水位超過）を記録した。

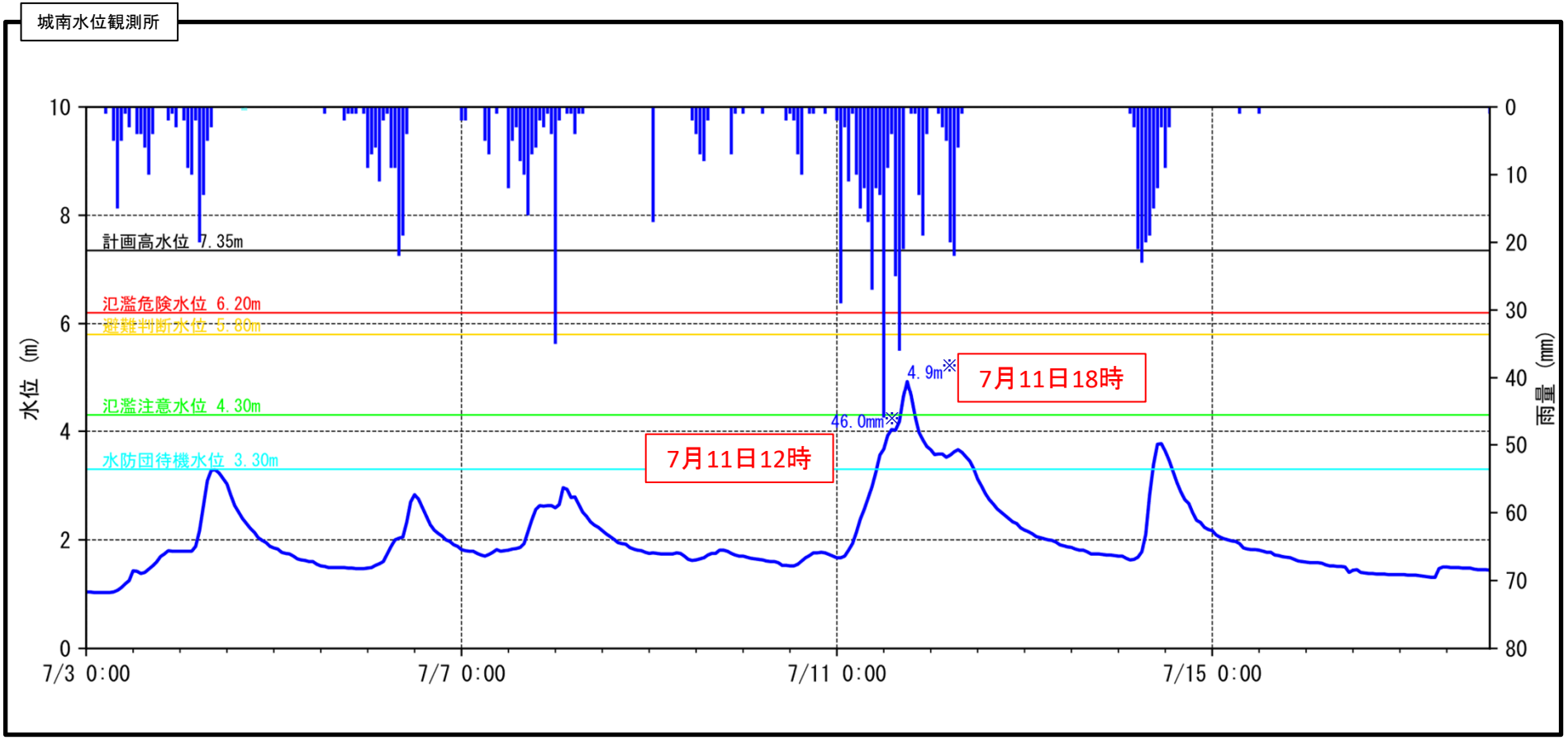

※本資料の数値は、速報値及び暫定値であるため、今後の調査で変わる可能性があります。

2. 水位の概要（緑川（中甲橋水位観測所））

緑川水系緑川の中甲橋水位観測所では、7月11日17時にピーク水位2.9m※を記録した。

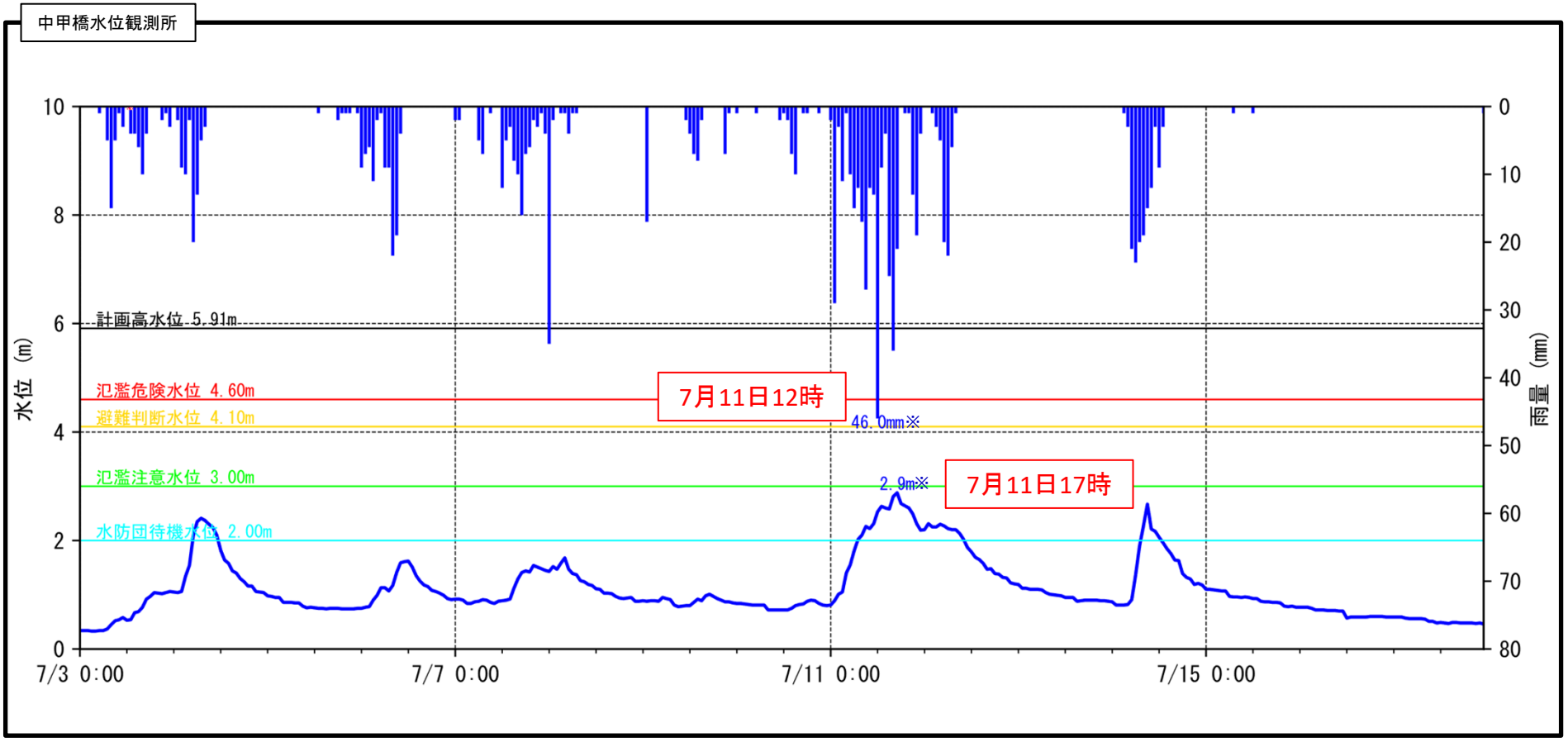

※本資料の数値は、速報値及び暫定値であるため、今後の調査で変わる可能性があります。

2. 水位の概要（加勢川（大六橋水位観測所））

緑川水系加勢川の大六橋水位観測所では、7月8日2時にピーク水位3.4m※（氾濫注意水位超過）を記録した。

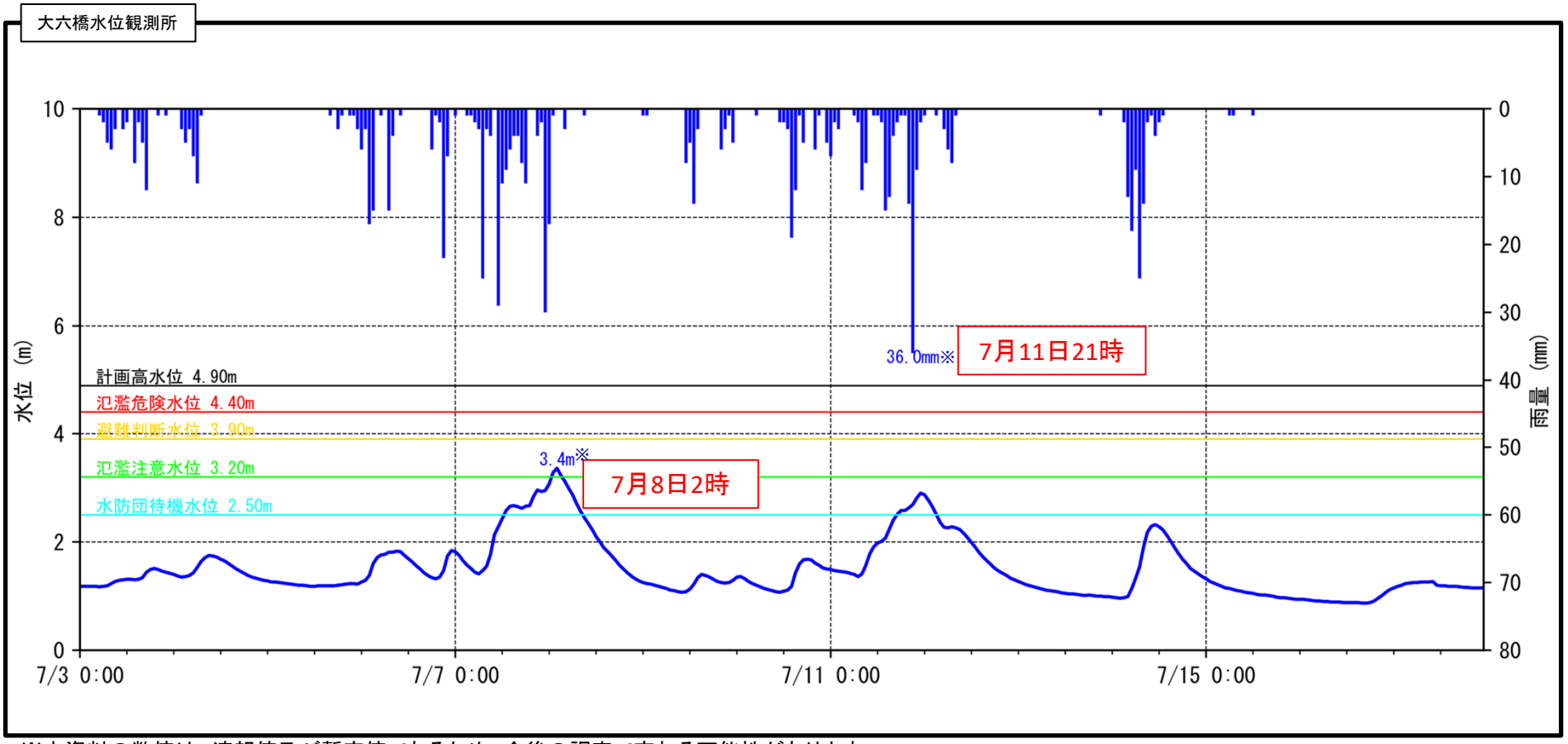

※本資料の数値は、速報値及び暫定値であるため、今後の調査で変わる可能性があります。

2. 水位の概要（御船川（御船水位観測所））

緑川水系御船川の御船水位観測所では、7月11日17時にピーク水位3.7m※（避難判断水位超過）を記録した。

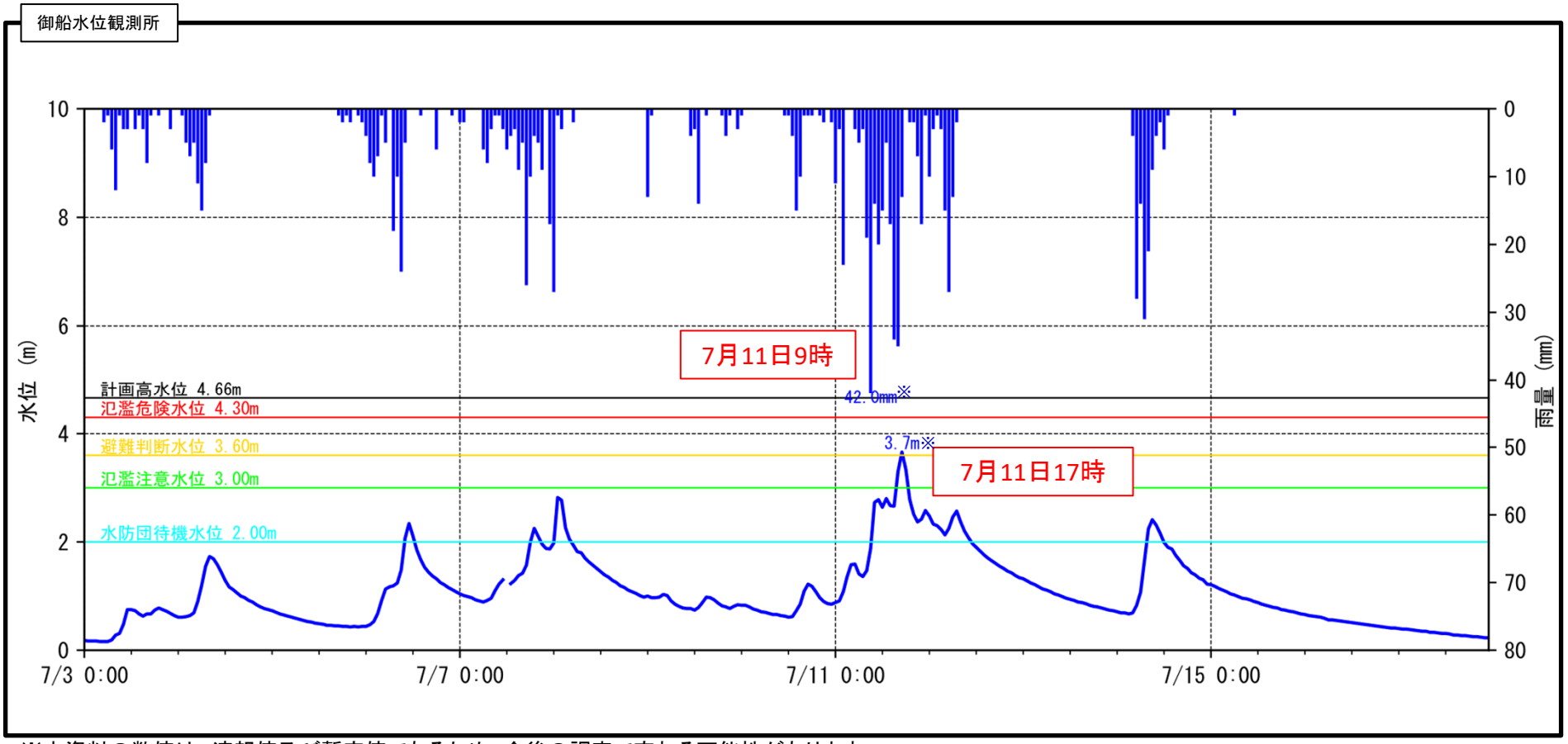

※本資料の数値は、速報値及び暫定値であるため、今後の調査で変わる可能性があります。

3. 年最高水位比較（白川（代継橋水位観測所））

白川水系白川の代継橋水位観測所においては、近5ヶ年(H28～R2)において第2位の水位を記録。

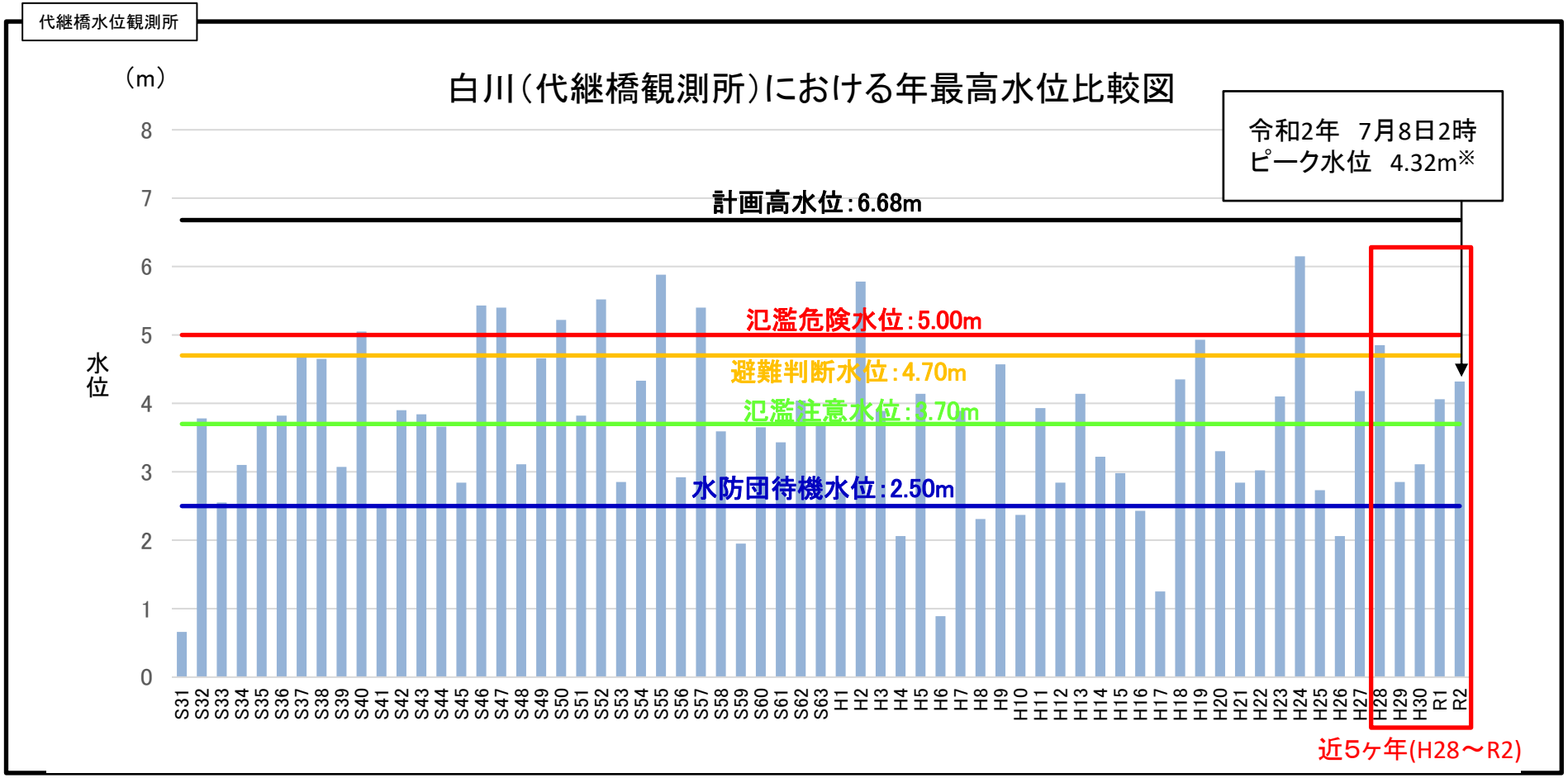

※本資料の数値は、速報値及び暫定値であるため、今後の調査で変わる可能性があります。

3. 年最高水位比較（緑川（城南水位観測所））

緑川水系緑川の城南水位観測所においては、近5ヶ年(H28～R2)において第2位の水位を、また観測史上第10位の水位を記録。

城南水位観測所

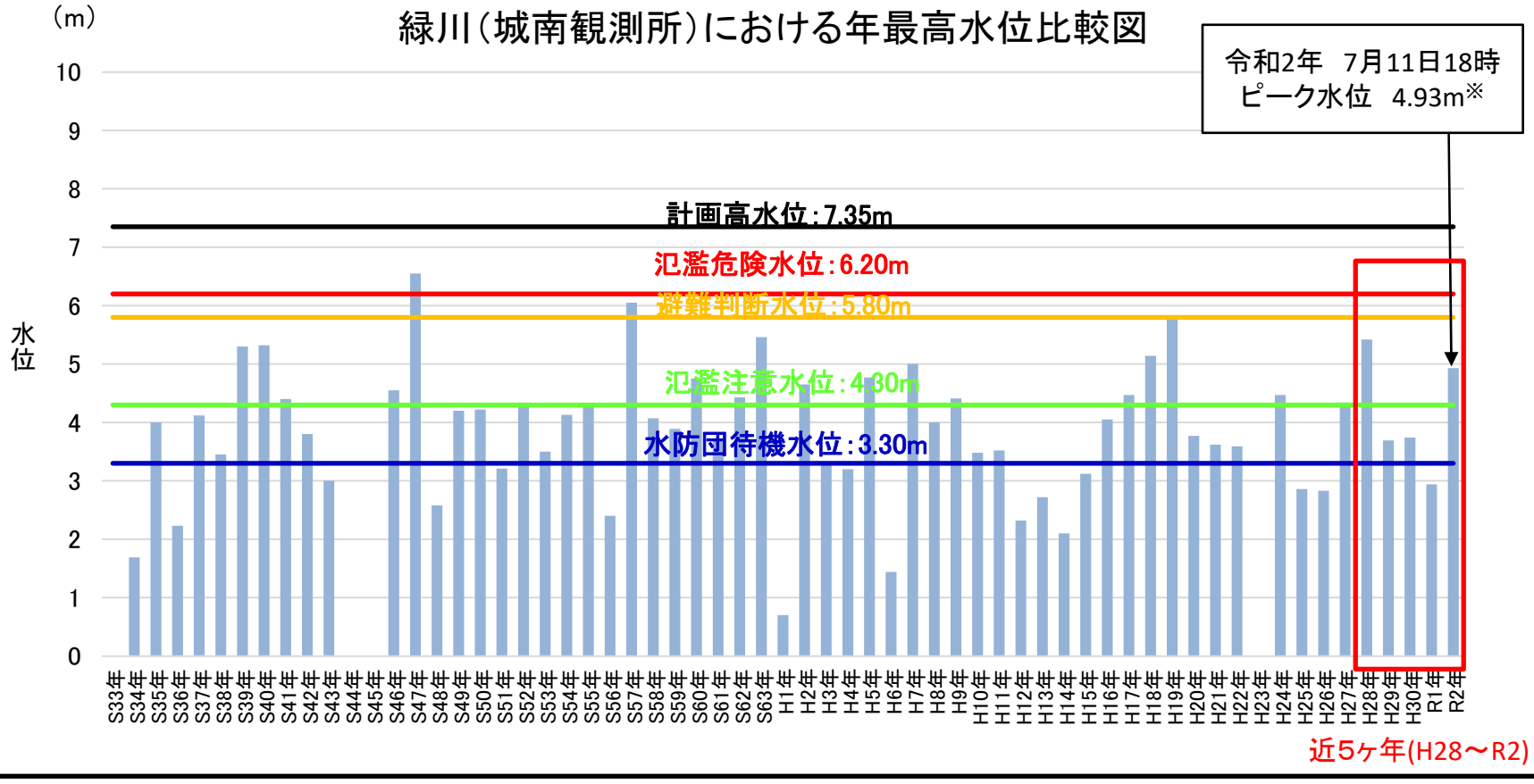

※本資料の数値は、速報値及び暫定値であるため、今後の調査で変わる可能性があります。

3. 年最高水位比較(緑川(中甲橋水位観測所))

緑川水系緑川の中甲橋水位観測所においては、近5ヶ年(H28～R2)において第2位の水位を記録。

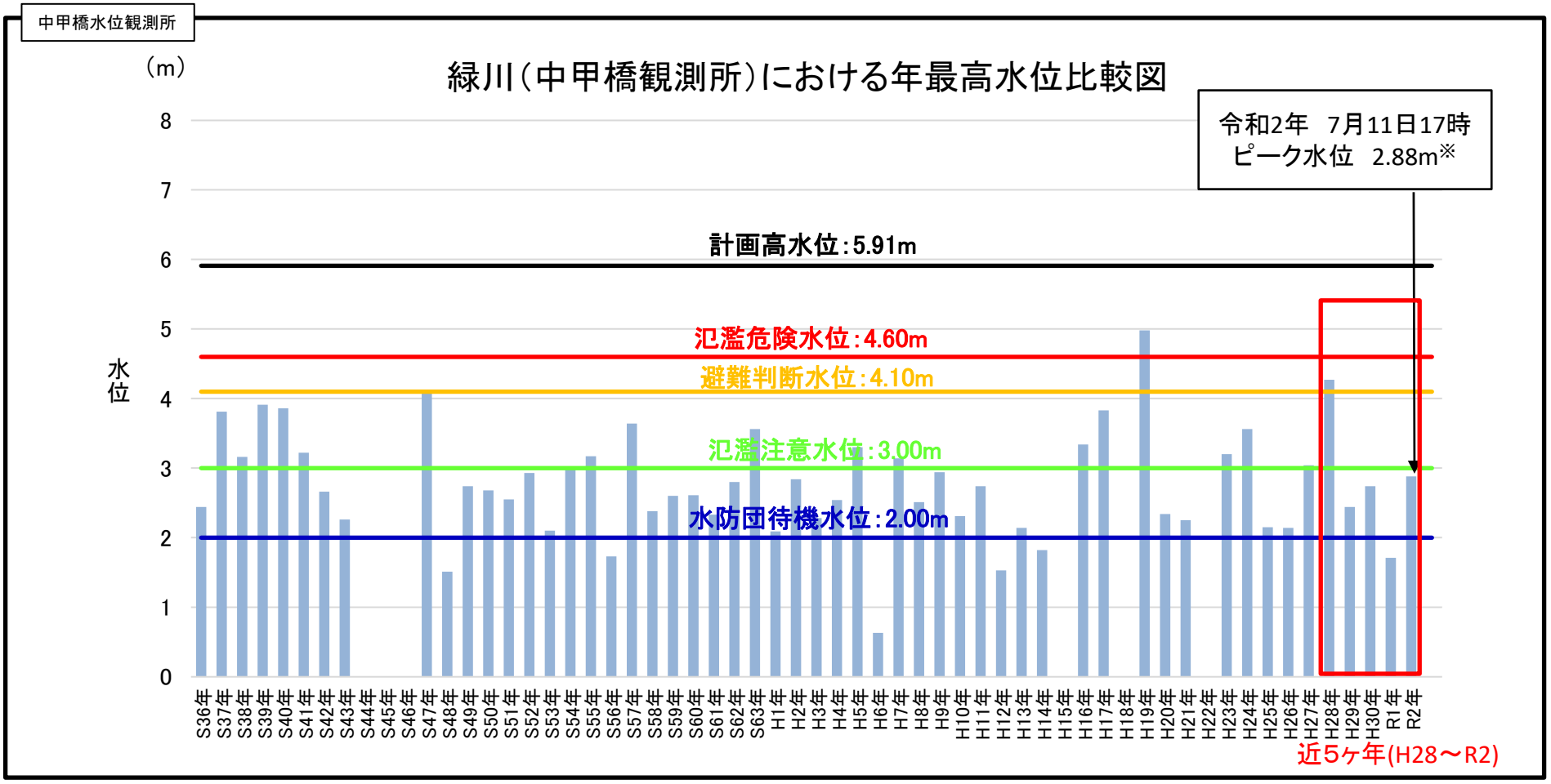

※本資料の数値は、速報値及び暫定値であるため、今後の調査で変わる可能性があります。

3. 年最高水位比較(加勢川(大六橋水位観測所))

緑川水系加勢川の大六橋水位観測所においては、近5ヶ年(H28～R2)において第2位の水位を記録。

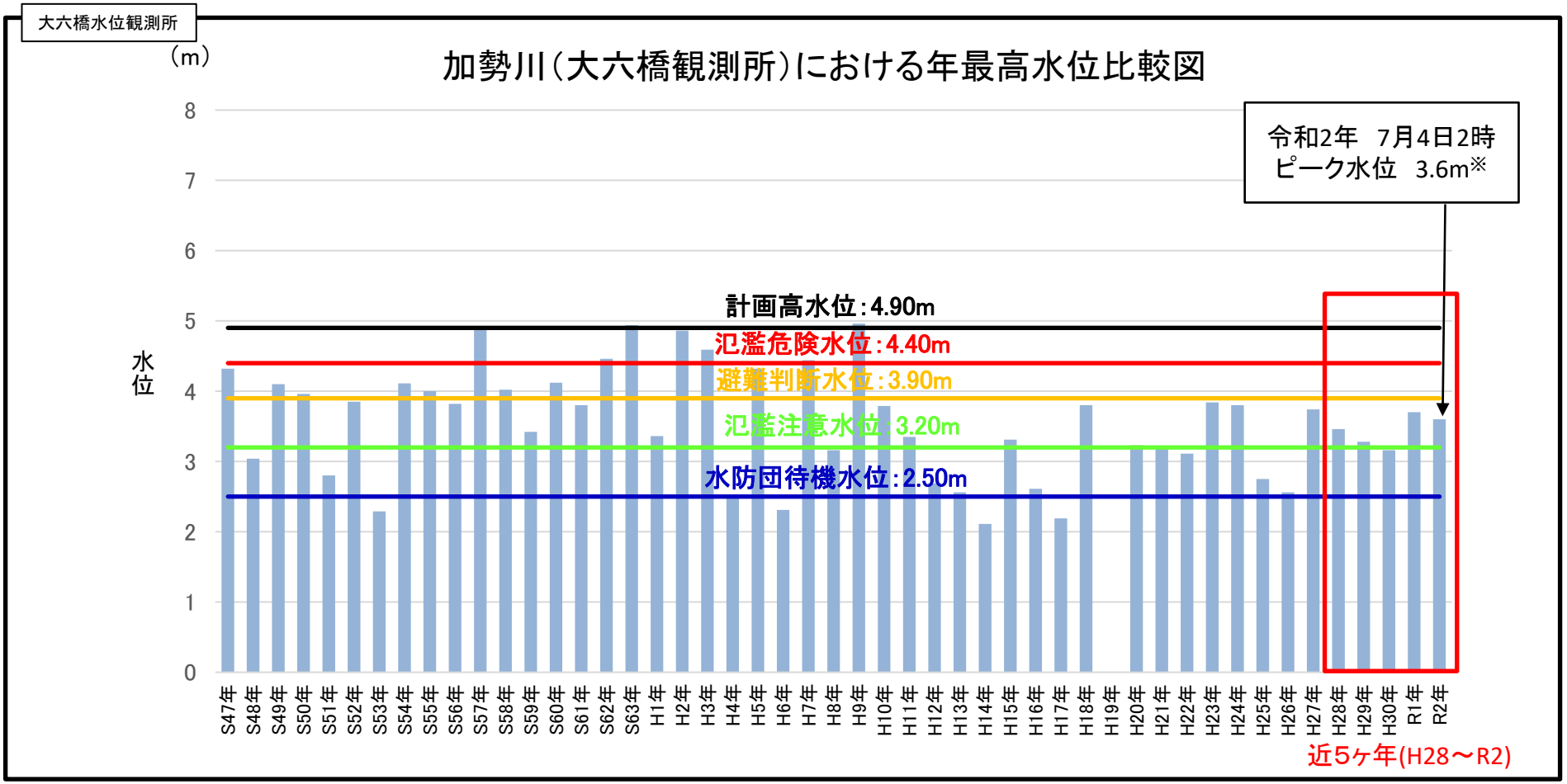

※本資料の数値は、速報値及び暫定値であるため、今後の調査で変わる可能性があります。

3. 年最高水位比較(御船川(御船水位観測所))

緑川水系御船川の御船水位観測所においては、近5ヶ年(H28～R2)において第3位の水位を記録。

御船水位観測所

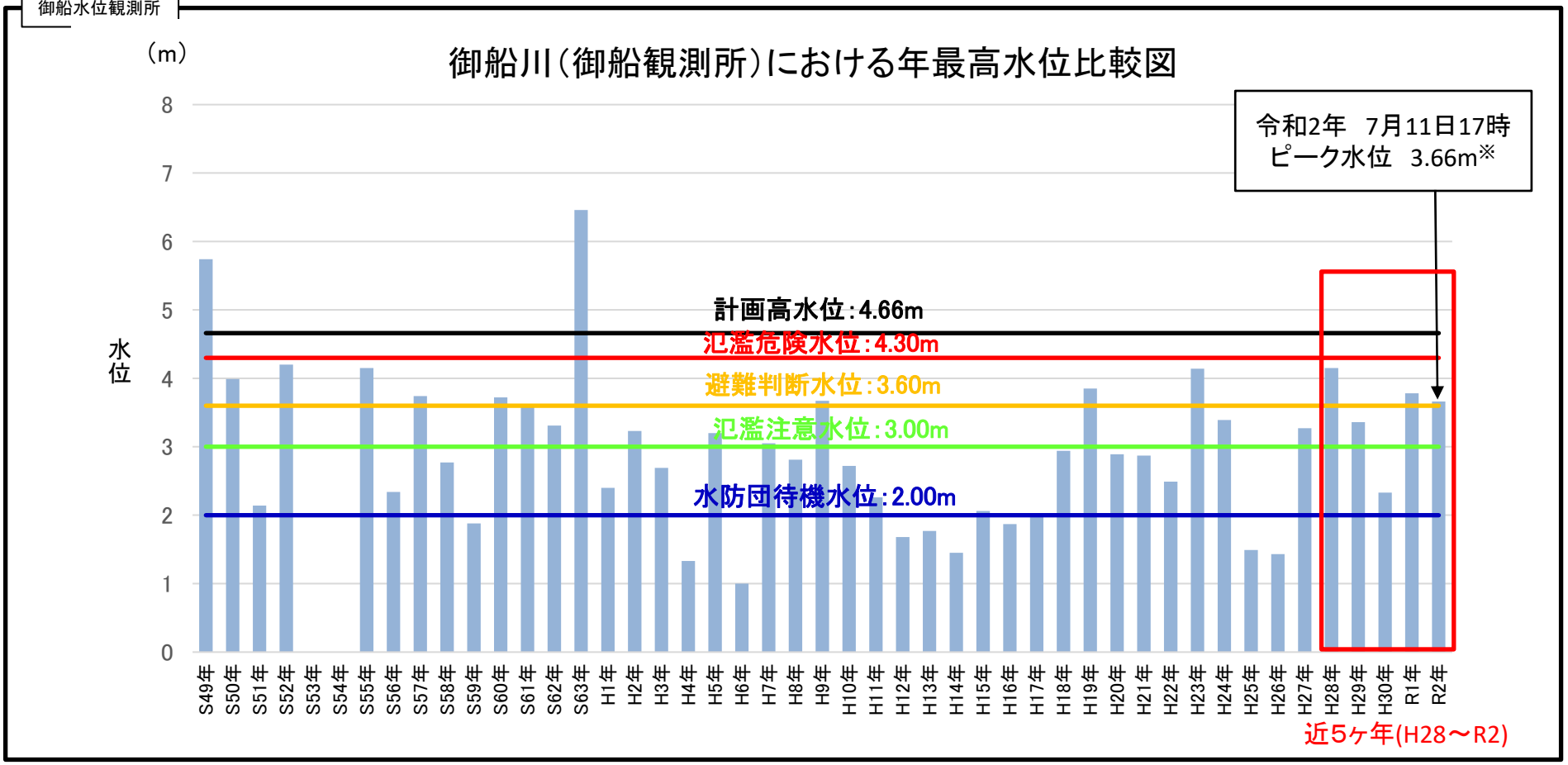

※本資料の数値は、速報値及び暫定値であるため、今後の調査で変わる可能性があります。

4. 緑川における主な被災状況

緑川
緑川
緑川

5. 塵芥状況（白川・緑川）

白川及び緑川においては、出水により多量の塵芥等が高水敷・ダム湖内等に堆積した。

白川・緑川水系流域治水プロジェクト（立ちあげの経緯）

資料２

○令和元年東日本台風での広範囲にわたる記録的な大雨など、近年、**毎年必ず大規模な自然災害が発生**。

○氾濫危険水位を超過した河川数が近年5倍強となるなど、**気候変動の影響が顕在化**。

○近年、平成29年九州北部豪雨、令和元年8月前線に伴う大雨、東日本台風等各地で豪雨災害が発生。

○将来の気候変動はほぼ確実とされ、今後の河川整備計画は**「過去の実績降雨に基づくもの」から「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に計画の見直し**が必要

■ 気候変動による自然災害の頻発・激甚化

○**氾濫危険水位を超過した河川数**は、**増加傾向**。

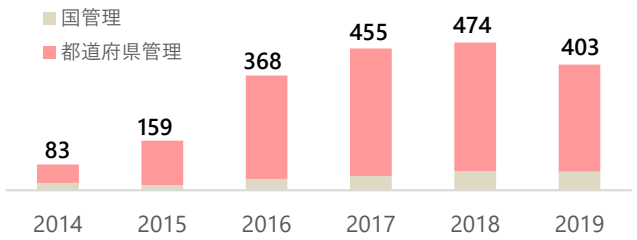

【氾濫危険水位を超過した河川数（国管理・都道府県管理）】

■ 近年の豪雨災害

平成29年7月九州北部豪雨

桂川における浸水被害
（福岡県朝倉市）

令和元年8月前線に伴う大雨

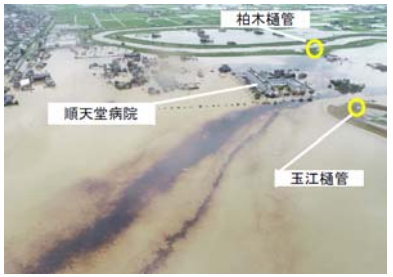

六角川周辺における浸水被害状況
（佐賀県大町町）

東日本台風

千曲川における浸水被害状況
（長野県長野市）

■ 将来の洪水発生頻度の変化

気候変動シナリオ	降雨量	流量	洪水発生頻度
2℃上昇相当※	約1．1倍	約1．2倍	約2倍

※ 2℃は、温室効果ガスの排出抑制対策（パリ協定）の目標とする気温

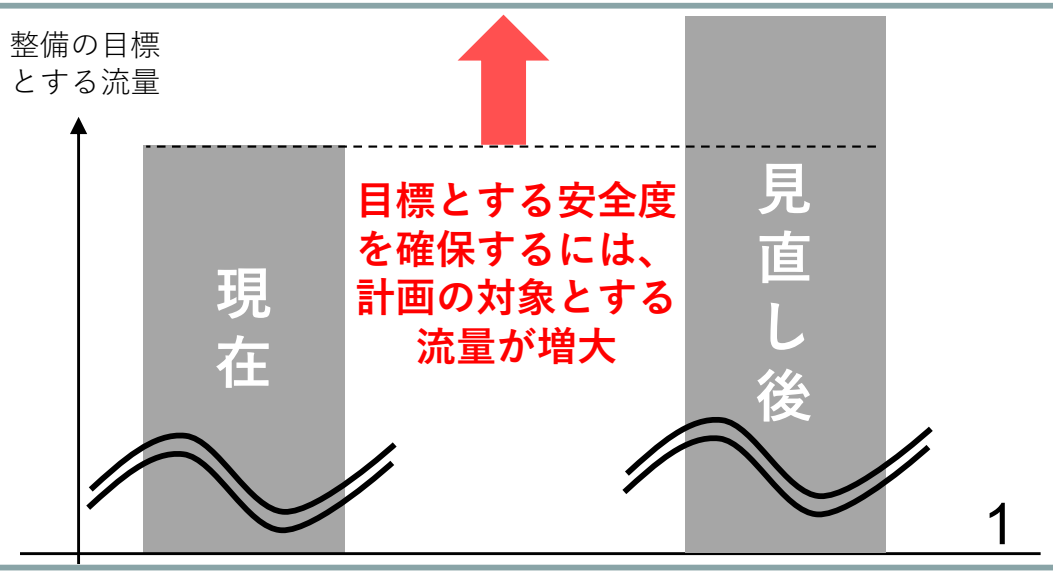

過去の実績に基づくもの ⇒ 気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの

白川・緑川水系流域治水プロジェクト（実施内容）

国土交通省

課題　気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、集水域から氾濫域にわたる流域に関わる関係者が、主体的に取組む社会を構築する必要がある。

対応
◆河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換することによって、施策や手段を充実し、それらを適切に組合せ、加速化させることによって効率的・効果的な安全度向上を実現する。
◆全国の一級水系における早急に実施すべき流域全体での対策の全体像を示し、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を加速。

■ 流域治水イメージ

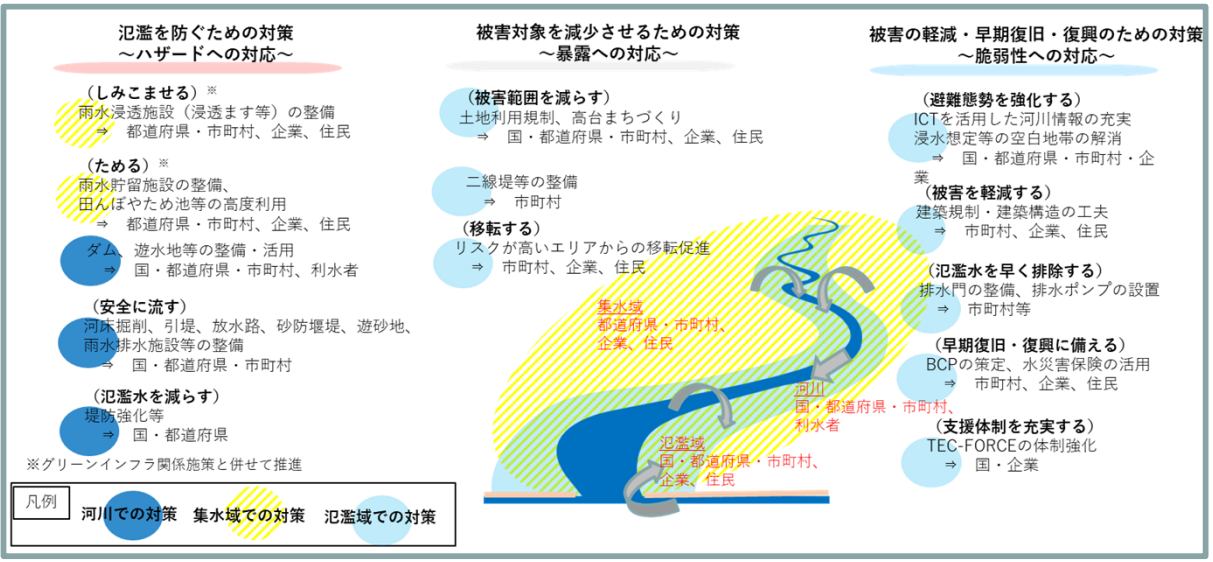

■ 今後の治水対策の進め方

流域治水プロジェクト（仮称）
全国河川 において早急に実施すべき
事前防災対策を加速化

河川整備計画
等の見直し

気候変動の影響を
反映した
抜本的な治水対策
を推進

国民にわかりやすく
公表

全国の各河川で「流域治水プロジェクト（仮称）」を公表

◆全国の一級水系を対象に、早急に実施すべき具体的な治水対策の全体像を、都道府県や市町村と連携して検討し、国民にわかりやすく提示。

【イメージ】 ○○川流域治水プロジェクト
★ 戦後最大（昭和XX年）と同規模の洪水を安全に流す
★ …浸水範囲（昭和XX年洪水）

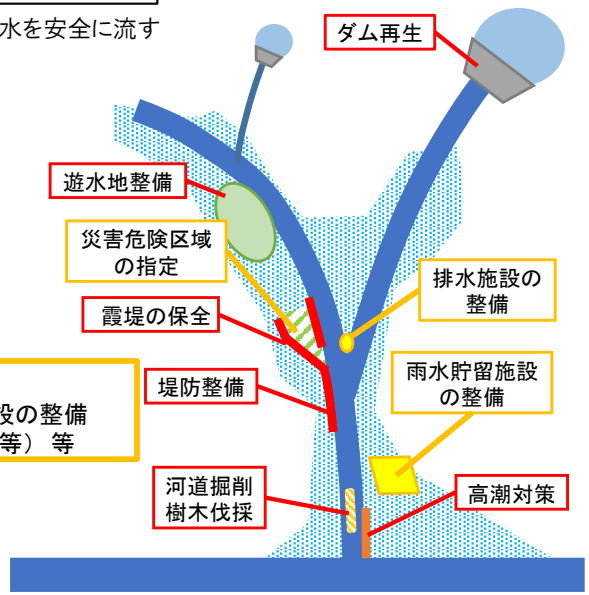

（対策メニューのイメージ）

■河川対策
・堤防整備、河道掘削
・ダム再生、遊水地整備　等

■流域対策（集水域と氾濫域）
・下水道等の排水施設、雨水貯留施設の整備
・土地利用規制・誘導（災害危険区域等）　等

■ソフト対策
・水位計・監視カメラの設置
・マイ・タイムラインの作成　等

白川・緑川水系における「流域治水プロジェクト」の進め方について（案）

国土交通省

新たな協議会「白川・緑川水系流域治水協議会」を設置して検討
～「水防災意識社会再構築協議会」との連携についても実施　～

1．国土交通省内での予定

○国・県管理河川の対策内容と事業費、流域対策やソフト対策の方向性を「中間とりまとめ」として公表（調整中）
○本年度末には、「流域治水プロジェクト」を策定し公表

2．協議会メンバー

○白川水系：熊本市、阿蘇市、大津町、菊陽町、高森町、西原村、南阿蘇村、熊本県、国土交通省
○緑川水系：熊本市、宇土市、宇城市、美里町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、熊本県、国土交通省
⇒協議会の下部組織として「幹事会」を設置
⇒流域対策は「下水道や都市計画、農林業等」多岐に渡ることから、幹事会メンバーは関係機関からの聞き取りによるものとするが、代表窓口を選定（事業・防災）し、必要に応じて関係部署も出席
⇒ソフト対策は「再構築（減災）協議会」での取り組み内容等を想定

3．今後の協議会等検討スケジュール

○協議会では流域治水プロジェクトのとりまとめ内容共有等
○幹事会では具体の内容について検討・抽出・確認を実施

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
行事予定		流域対策等の抽出							プロジェクト〔公表〕
協議会			設立（2日）	第１回（30日）				第２回	
幹事会			●第１回（2日）（各機関実施内容の確認等）			第２回	第３回		

資料３－１

■白川・緑川流域における流域治水対策一覧

2020/9/29 時点

自治体名		【白・緑】 国土交通省	【白・緑】 熊本県	【白・緑】 熊本市	【白】 阿蘇市	【白・緑】 大津町	【白・緑】 菊陽町	【白】 高森町	【白・緑】 西原村	【白】 南阿蘇村	【緑】 宇土市	【緑】 宇城市	【緑】 嘉島町	【緑】 益城町	【緑】 御船町	【緑】 甲佐町	【緑】 美里町	【緑】 山都町
河川における対策		【白】 河道掘削、横断工作物の対策、堤防整備、立野ダム建設 【緑】 高潮堤防整備、堤防整備、河道掘削、樹木伐採	【白】 堤防整備、河道掘削、橋梁架替、堰改築、遊水地の整備　等 【緑】 河道掘削、橋梁架替、堰改築等	【緑】 河道拡幅、橋梁架替　等														
流域における対策	①	【緑】 既存ダムの洪水調節機能の強化		【白・緑】 ・一定規模以上(5000㎡)の開発行為に対する雨水貯留施設(調整池)の設置の指導 ・一定規模以上(1000㎡)の開発行為に対する雨水浸透ます設置の指導 ・住宅等への雨水浸透桝設置補助 【緑】 ・既存調整池容量拡充 ・校庭貯留等		【白・緑】 ・調整池の整備 ・浸透桝の整備	【白・緑】 ・調整池の整備 ・個人宅における雨水浸透ますの助成 ・校庭貯留施設整備		【白・緑】 ・調整池の整備（３カ所）	・河川浚渫			・雨水浸透桝設置補助 ・雨水貯留タンク設置補助	・浸透桝・雨水貯留設備補助 ・一定規模以上の開発行為に対する雨水貯留・浸透施設の設置義務付け	・一定規模以上の面積を開発する場合における雨水貯留・浸透ます設置の推進 ・住宅等における雨水貯留タンクの設置推進 ・雨水浸透ますの設置推進	・校庭貯留施設整備 ・浸透桝・雨水貯留設備補助 ・一定規模以上の開発行為に対する雨水地下浸透の指導		
	②			【白・緑】 ・土砂災害特別警戒区域からの移転促進 ・がけ地近接等危険住宅移転事業 【白】 ・中心市街地における、老朽建築物の建替え促進、防災機能の強化	・黒川出水災害危険区域の指定			・災害危険区域の指定								・災害危険区域の指定	・災害危険区域の指定	
	③			【白・緑】 ・立地適正化計画の策定（防災指針の追加を含む） 【緑】 ・雨水排水施設保全事業（雨水排水用及び農業用排水機場の改築更新等） ・浸水解消対策事業（下水道浸水対策事業、一般排水路整備、農業用排水路整備）										・内水排水設備（常設ポンプ）の設置 ・仮設排水設備（ポンプ）による内水排水	・ポンプによる内水排水			
ソフト対策		・従来型水位計および危機管理水位計の設置 ・従来型河川カメラおよび簡易型河川カメラの設置 ・広域避難を含むハザードマップ、 水防災教育等に関する自治体支援	・従来型水位計および危機管理水位計の設置 ・従来型河川カメラおよび簡易型河川カメラの設置	・統合型ハザードマップを活用した情報発信 ・地域版ハザードマップの作成促進 ・防災情報伝達の迅速化、多重化 ・地域の避難体制強化（校区防災連絡会結成促進、防災教育、地域の防災組織等との連携）	・自主防災組織の活動の推進	・洪水・土砂災害ハザードマップづくり	・防災マップづくり ・河川監視カメラの設置	・総合防災マップの作成 ・ため池ハザードマップの作成	・浸水想定区域を想定したハザードマップの作成（全戸配布） ・水位監視カメラの設置（３カ所） ・ため池ハザードマップの作成	・防災訓練	・水防災教育の実施 ・浸水想定区域を想定したハザードマップの作成	・ハザードマップの作製（洪水氾濫シミュレーション）	・ハザードマップ作成（全戸配布）	・ハザードマップの作成 ・防災無線、エリアメールによる避難指示・勧告 ・防災士の養成	・総合防災マップの作成 ・ため池ハザードマップの作成 ・雨水基礎調査	・総合防災マップの作成 ・水防教育の実施 ・水位監視カメラの設置 ・防災無線の設置	・美里町総合防災マップの作製（全戸配布） ・町内小学校の5年生時に水防災教育の実施 ・ため池ハザードマップの作成 ・自主防災組織活動	・総合防災マップの各戸配布 ・防災アプリによる情報提供

※）流域対策の区分：①氾濫を防ぐための対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減・早期復旧・復興のための対策

白川・緑川流域における対策内容

既存調整池容量拡充

【熊本市の事例】

○ 一級河川緑川水系鶯川は、本市東部を流れる河川であり、本河川流域内では、以前は田畑であった地域において市街化が進んだことにより降雨による流出量が増大した。
○ 既設の河道が狭小なため流下能力が低く、浸水被害等が発生する状況となった。
近年も鶯川流域内において道路冠水等の浸水被害が頻発しており、河川改修による浸水対策を実施している。
○ 近年の局所的豪雨発生回数の増加により超過洪水対策の必要性が高まっていることから、流域貯留浸透事業による河道負担軽減を図る。

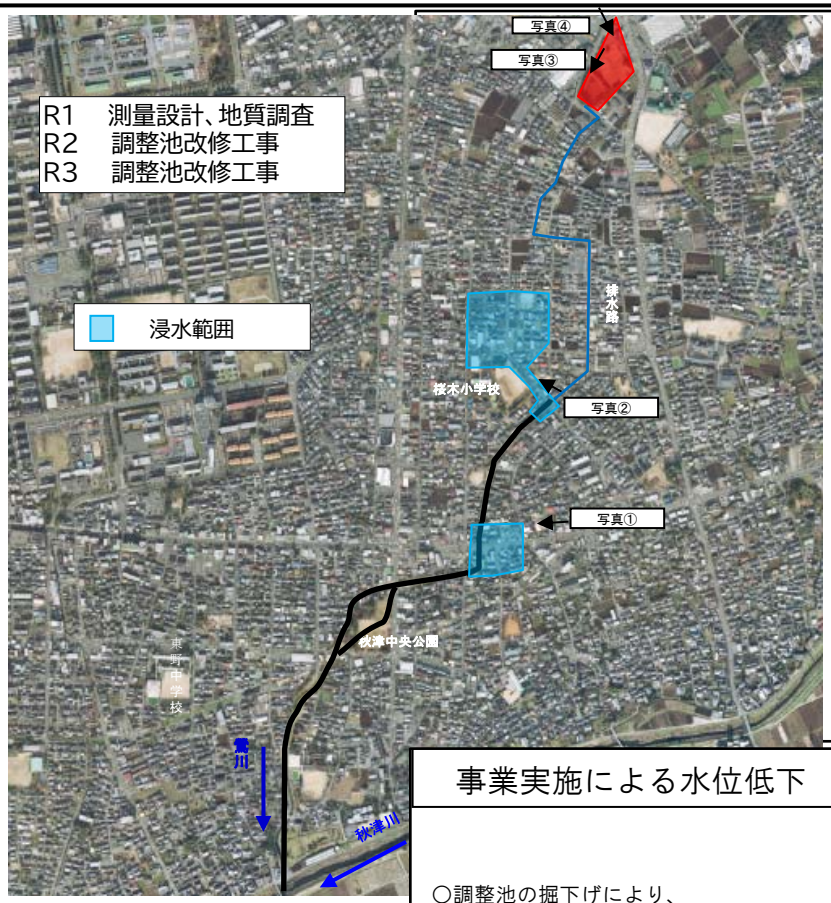

事業実施による水位低下

○調整池の掘下げにより、
河道への負担を減らし、
浸水被害の軽減を図る。

河川標準断面図

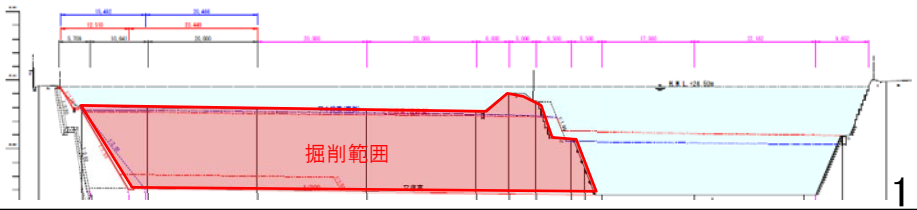

調整池整備による下流域への排水調整

【菊陽町の事例】

降雨排水を調整池にて浸透させ、流出抑制により、白川下流域への水害軽減を図る。
5箇所の調整池で77,500㎥の貯留量がある。

調整池名	貯留容量
南上原調整池	8,300 m3
久保第１調整池	27,440 m3
久保第２調整池	9,900 m3
石坂調整池	17,000 m3
宮の上調整池	14,860 m3

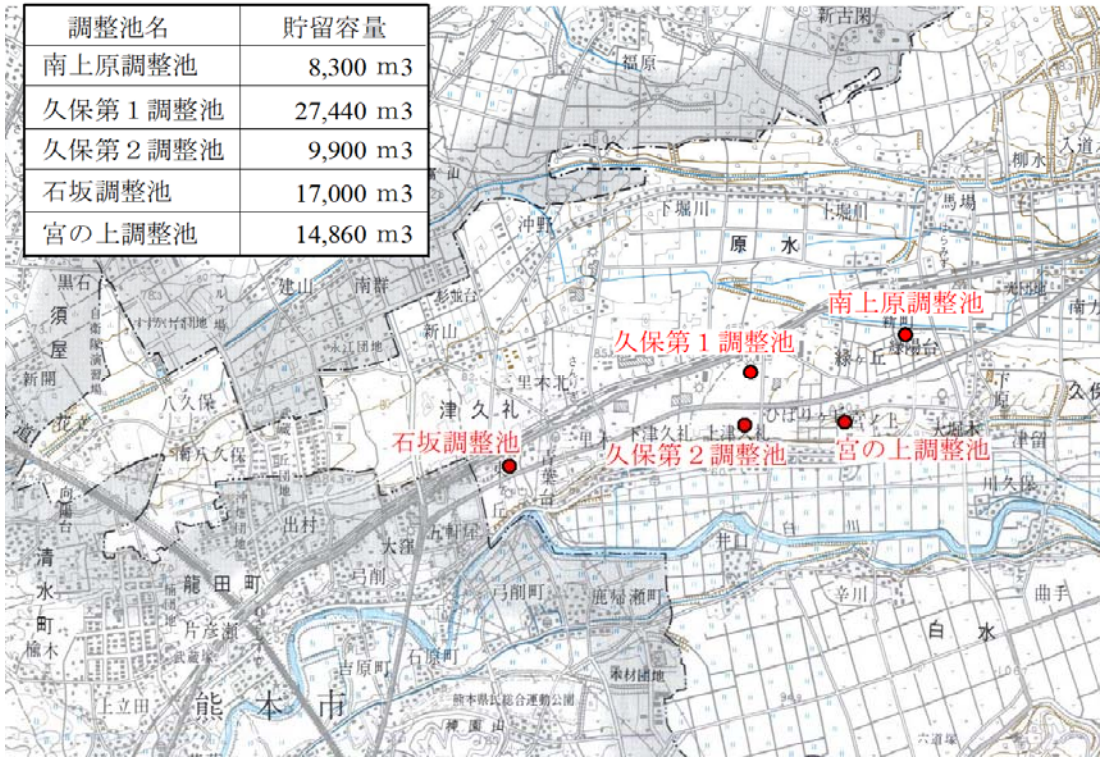

久保第1調整池

石坂調整池

調整池整備による下流域への排水調整

【西原村の事例】

〇大雨時における下流域浸水被害防止として、高遊原台地からの排水を貯留・流量調整を行うことにより、浸水被害を軽減する

■調整池の位置

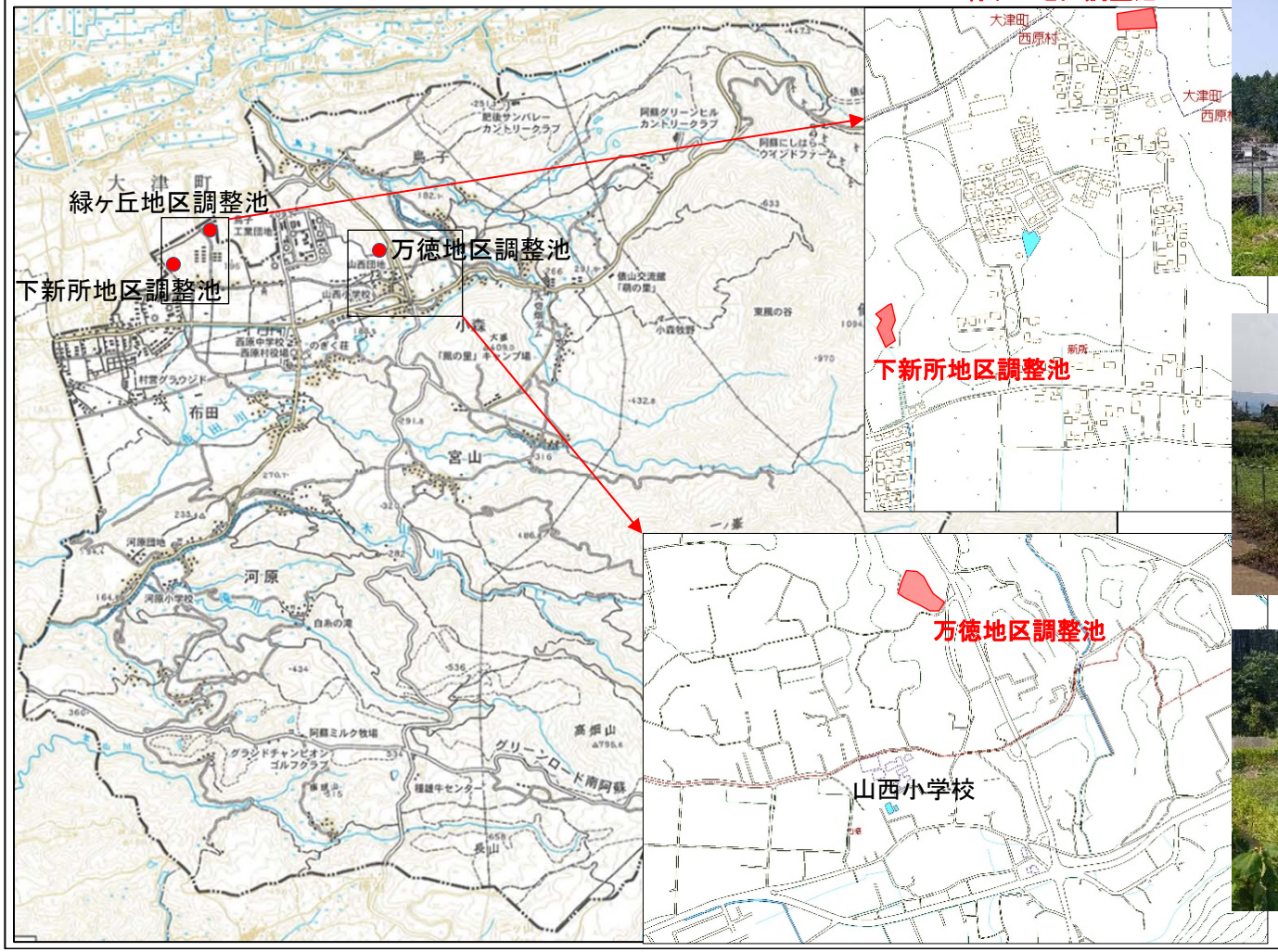

【調整池の整備状況】

▲ 下新所地区調整池

▲ 緑ヶ丘地区調整池

▲ 万徳地区調整池

住宅等における雨水浸透施設の設置補助

【熊本市、大津町、菊陽町、嘉島町、御船町、甲佐町、益城町の事例】

〇地下水の涵養対策、節水対策及び雨水の流出抑制による水害軽減を図るため、雨水浸透ますの設置を推進

〇地下水の保全及び水資源の有効利用の促進を目的に、住居等への雨水貯留タンクの設置を推進

■御船町での設置事例

（雨水浸透ます）

▲雨水浸透ます設置工事

▲雨水浸透ます設置完了

（雨水貯留タンク）

▲貯留タンクを設置、検査へ

▲住居の2階に貯留タンクを設置

■菊陽町、甲佐町、益城町での補助額等

〇雨水浸透ます

・1基あたり10,000円または設置費のいずれか少ない額（4基上限）　／嘉島町、甲佐町

・1基あたり16,000円（4基上限）　／菊陽町

・1基当たりの設置費の2分の1又は10,000円のいずれか少ない額（100円未満は切り捨て）　／益城町

〇雨水貯留タンク

（容量200L以上）

・1基あたり設置費の全額、上限35,000円　／嘉島町

・1基あたり設置費の2分の1、上限35,000円　／甲佐町

（容量200L未満）

・1基あたり設置費の2分の1、上限24,000円　／嘉島町、甲佐町

■大津町での設置状況

白川流域最北端部において、宅地開発が進んでおり、町中心部への大雨時の影響が大きいため、宅地化が著しい開発地域については調整池及び浸透ます設置を行っている。

一定規模以上の開発行為に対する雨水地下浸透の指導

【御船町、甲佐町の事例】

〇氾濫による被害を軽減するため、規模の大小に関わらず、町独自で定める開発事業を行う企業等に対し、雨水の流出抑制対策として、雨水浸透ます、透水性舗装等、雨水浸透施設の設置を推進している

■御船町での設置事例

▲開発事業で雨水浸透ますの設置

▲浸透性舗装の駐車場

■甲佐町での事例

自己の居住用以外の建築物を建築する目的の開発行為で、開発区域の面積が1,000m^{2}以上の開発行為に対し雨水については可能な限り地下浸透に努めることとしている。

甲佐町開発行為指導要綱（平成29年3月28日　甲佐町告示第36号）第18条

校庭貯留
【熊本市の事例】

・健軍川流域において、学校グラウンドを活用し、雨水の河道への流入をピークカットさせ、河道の負担を軽減させる事業を実施。
・平成22年度より事業を実施しており、現在、当初計画5箇所のうち4箇所を整備済み 。

事業箇所

＜流域貯留浸透事業（健軍川流域）＞

目的：本川の負担軽減（流出抑制）
事業期間：平成22年～

凡例
- ○ 整備済み
- ○ 整備予定

健軍小学校

託麻南小学校

月出小学校

尾ノ上小学校

校庭貯留施設整備
【菊陽町の事例】

菊陽中部小学校運動場地下に雨水貯留施設(V=1,986m3)を整備し、放流量の調整を図っている。

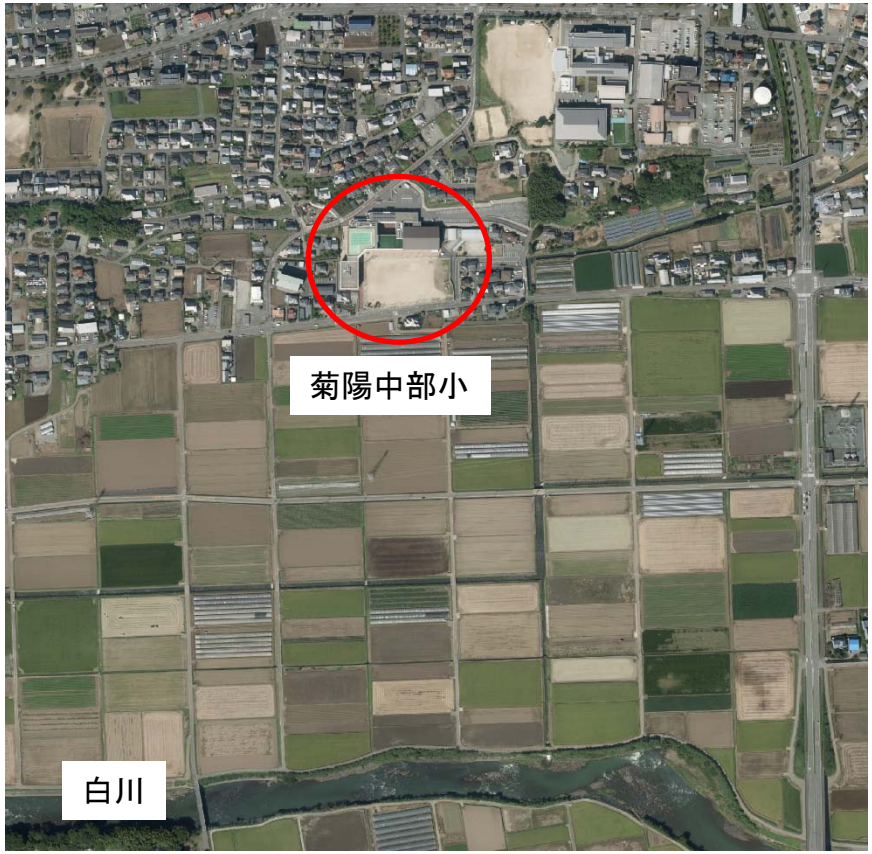

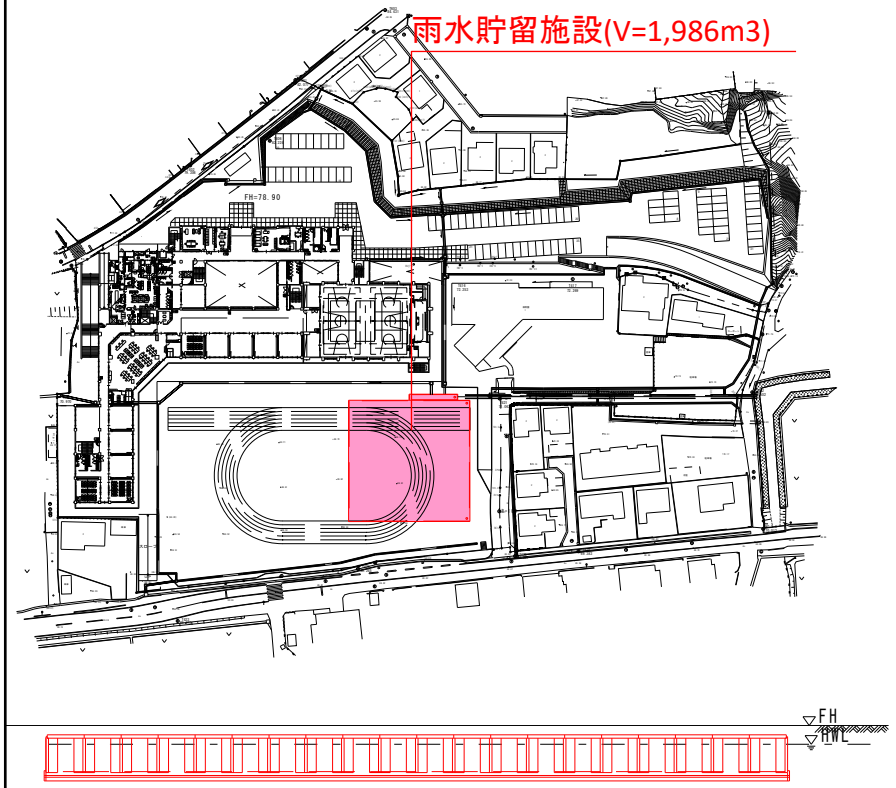

校庭貯留施設整備

【甲佐町の事例】

○甲佐小学校駐車場に浸透型雨水貯留施設（V=1,050m^3）を整備

■甲佐小学校での設置事例

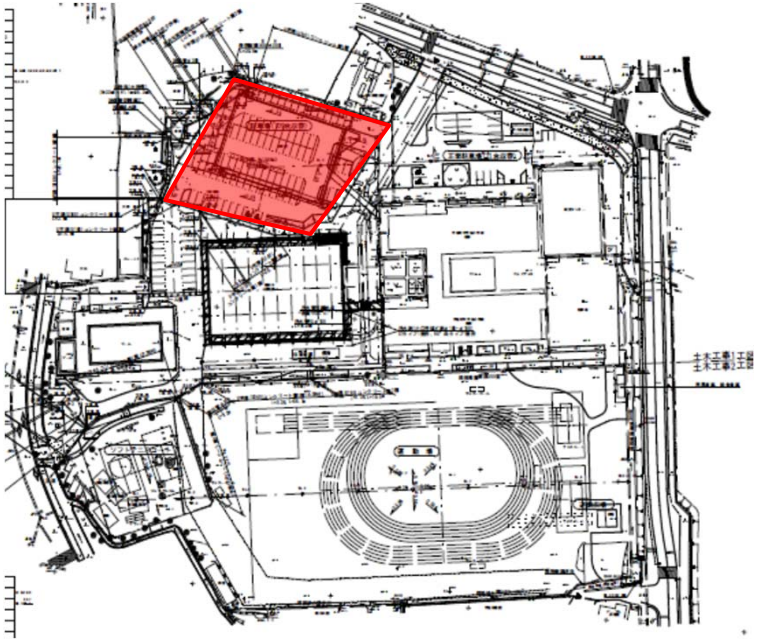

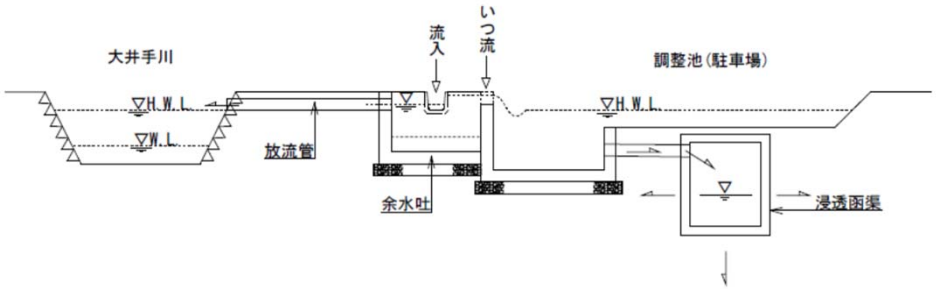

下水道浸水対策事業

【熊本市の事例】

【事業期間】
平成21～27年度
【概算事業費】
約55億円
【主要施設】
- 分水施設（越流量：21.6㎥/秒）
- 落差処理工（ドロップシャフトφ2800mm×高さ18m×２連）
- バイパス貯留管（管径：φ3,250mm、延長：1,470m）
- 雨水調整池（敷地面積：23,000㎡）

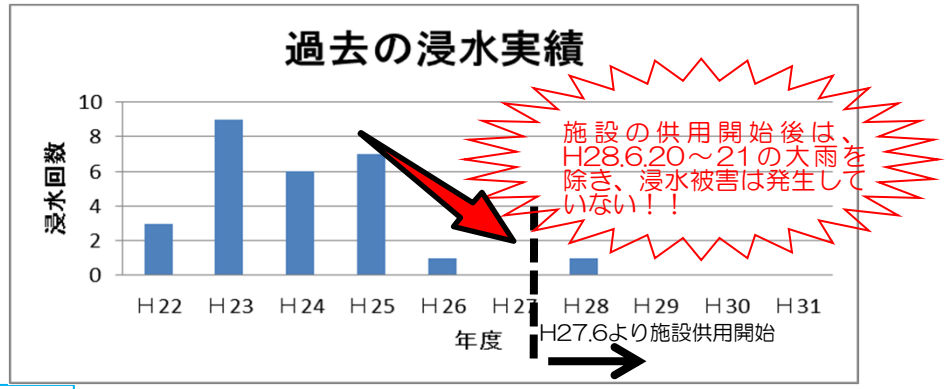

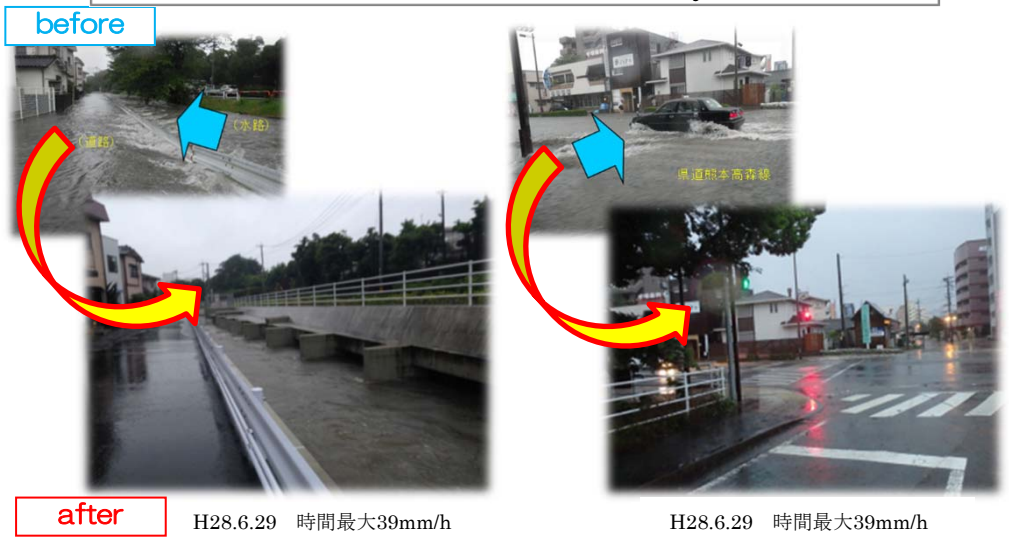

内水排水設備（常設ポンプ）の設置

【益城町の事例】

〇熊本地震で地盤が沈下し、出水期に内水被害が発生している３地区において、浸水被害を発生しないよう、益城町雨水管理総合計画に基づき、内水排水設備（常設ポンプ）の設置予定

■ポンプ（参考資料）

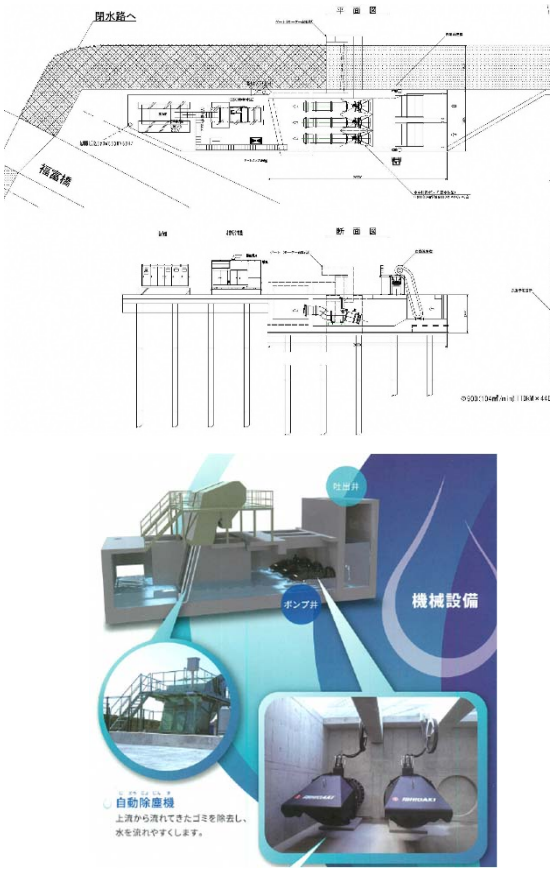

■益城町雨水管理総合計画

（1）排水区の変更
雨水排水の集中を回避するため、排水分担を見直す。（安永第一排水区）

（2）排水路の分散化
雨水排水の集中を回避するため、排水路の一部を分散化する。

（3）フラップゲートの設置
河川吐口にフラップゲートを設置し、河川からの逆流を防止する。

（4）ポンプによる強制排水
3地区の排水路にポンプを設置し、河川に強制排水する。

（5）排水路の正常化
地震で逆勾配等になった排水路を補修し、流下能力を確保する。

仮設排水設備（ポンプ）による内水排水

【益城町の事例】

〇熊本地震で地盤が沈下し、出水期に内水被害が発生している３地区に、仮設排水設備を配置し、地元消防団と協力して排出作業を行うことで、内水被害を軽減している

■仮設排水設備（ポンプ）設置箇所

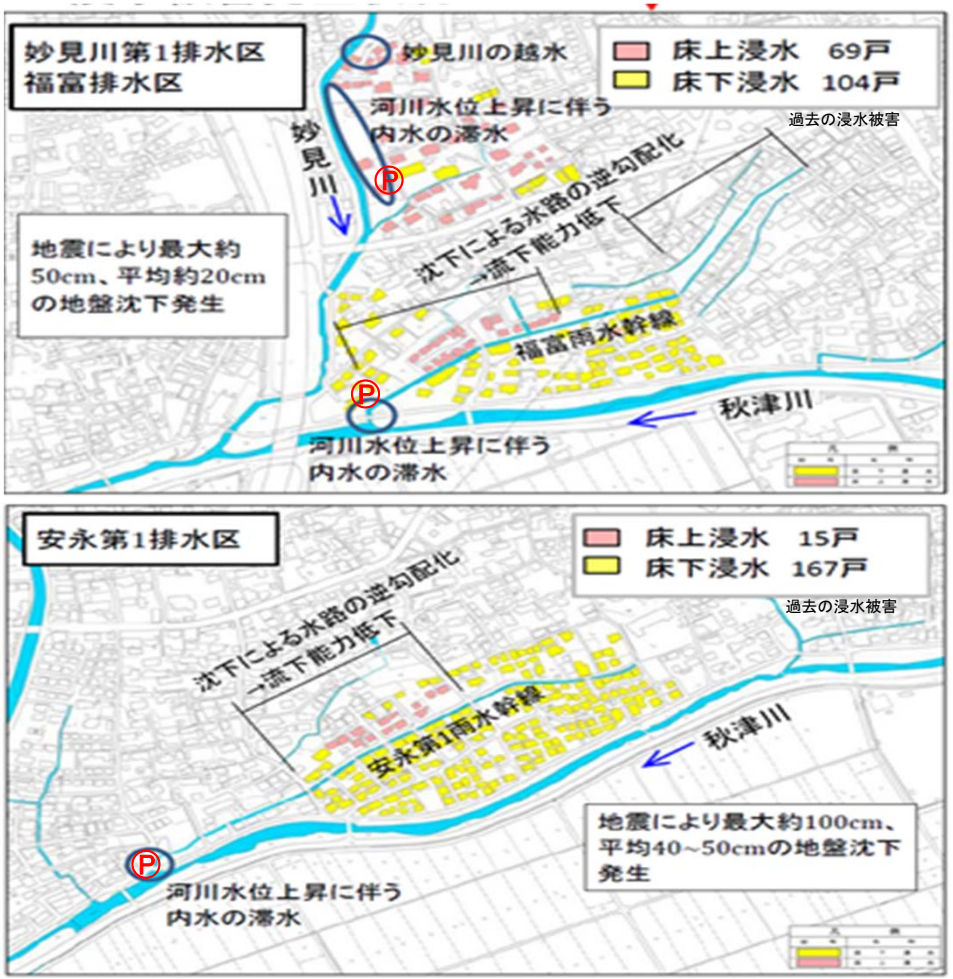

■排水状況

ポンプによる内水排水

【御船町の事例】

〇大雨時における内水排除用として仮設排水設備を配置し、内水被害を防ぐ

■小坂地区のポンプ位置、排水状況

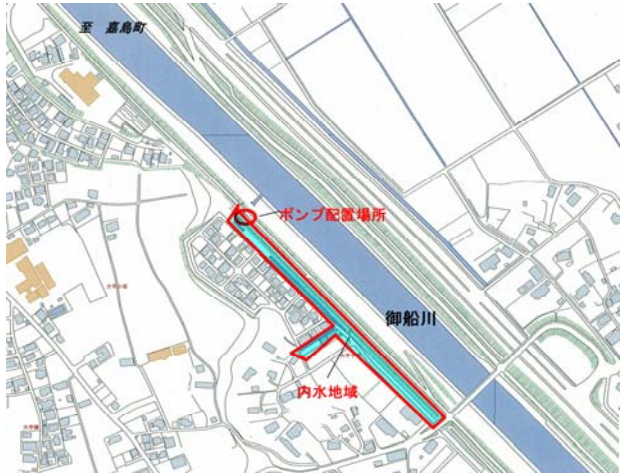

▲小坂地区

▲ポンプで内水を排水（小坂地区）

■滝川地区のポンプ位置、排水状況

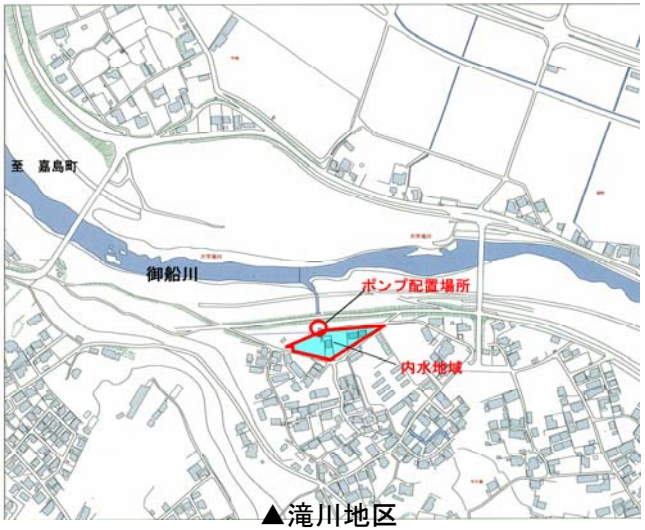

▲滝川地区

▲御船川へ放流（滝川地区）

既存ダムの洪水調節機能の強化

【国土交通省の事例】

〇ダムによる洪水調節は、下流の全川にわたって水位を低下させ、堤防の決壊リスクを低減させるのに加え、内水被害等を軽減する有効な治水対策である。
〇緑川水系においても、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、事前放流の実施等についてダムの管理者及び関係利水者と治水協定を令和2年5月29日に締結

【緑川水系既存ダム洪水調節機能強化に係る協議会 メンバー】

国土交通省　熊本河川国道事務所、緑川ダム管理所
熊本県土木部、熊本県企業局、熊本県農林水産部、御船町役場、九州農政局、熊本地方気象台

ダム名	※1 有効貯水容量（万m３）	洪水調節容量（万m３）	※2 洪水調節可能容量（万m３）	水害対策に使える容量（万m３）
緑川ダム	3,520	2,400	1,341.8	3,741.8
船津ダム	107	0	0	0
天君ダム	134	0	134	134
合　計	3,761	2,400	1,475.8	3,875.8

※１　総貯水容量から堆砂容量及び死水容量を除いた容量
※２　水利用への補給を行う可能性が低い期間等において水位を低下させた状態とする貯水池運用を行うことにより確保可能な容量を含む

〇水害対策に使える容量（ダム）
・協定前：2,400万m³ →：協定後　3,876万m³　約1,500万m³の増加

黒川出水災害危険区域の指定

【阿蘇市の事例】

○建築基準法第３９条の規定に基づき、一級河川白川水系黒川流域の災害危険区域を指定し、区域内における建築物の建築を制限することにより、住民等の安全・安心を確保する

■黒川出水危険区域の指定状況、対策実施の事例

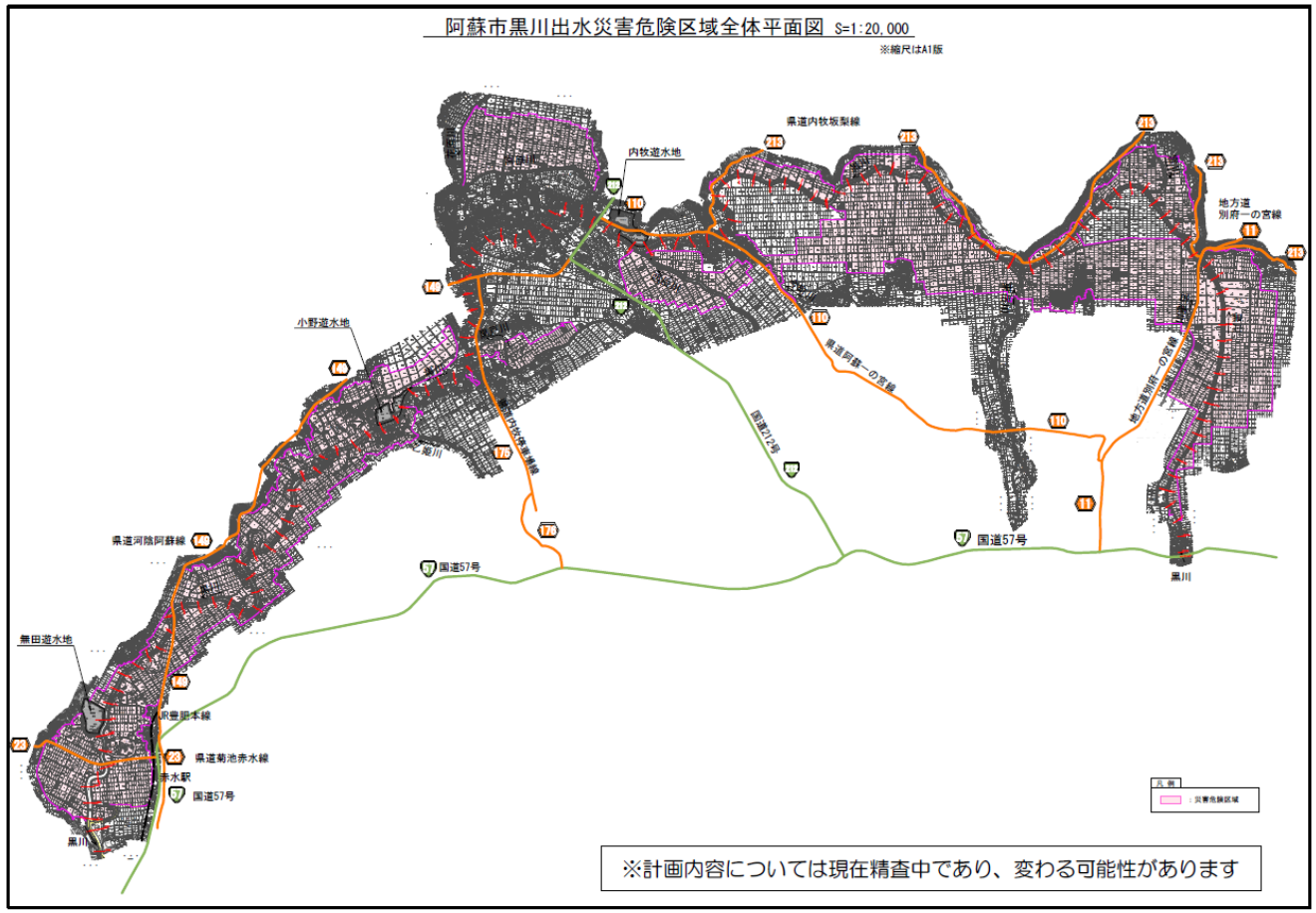

施工前

土地嵩上げ施工後
（建築物は建替え）

災害危険区域の指定

【甲佐町の事例】

○寒野地区、上揚地区の土地利用一体型水防災事業（国土交通省施工）にあわせて、災害危険区域を指定

□甲佐町災害危険区域に関する条例（平成18年6月23日　甲佐町条例第15号）

■甲佐町寒野地区、上揚地区の事例

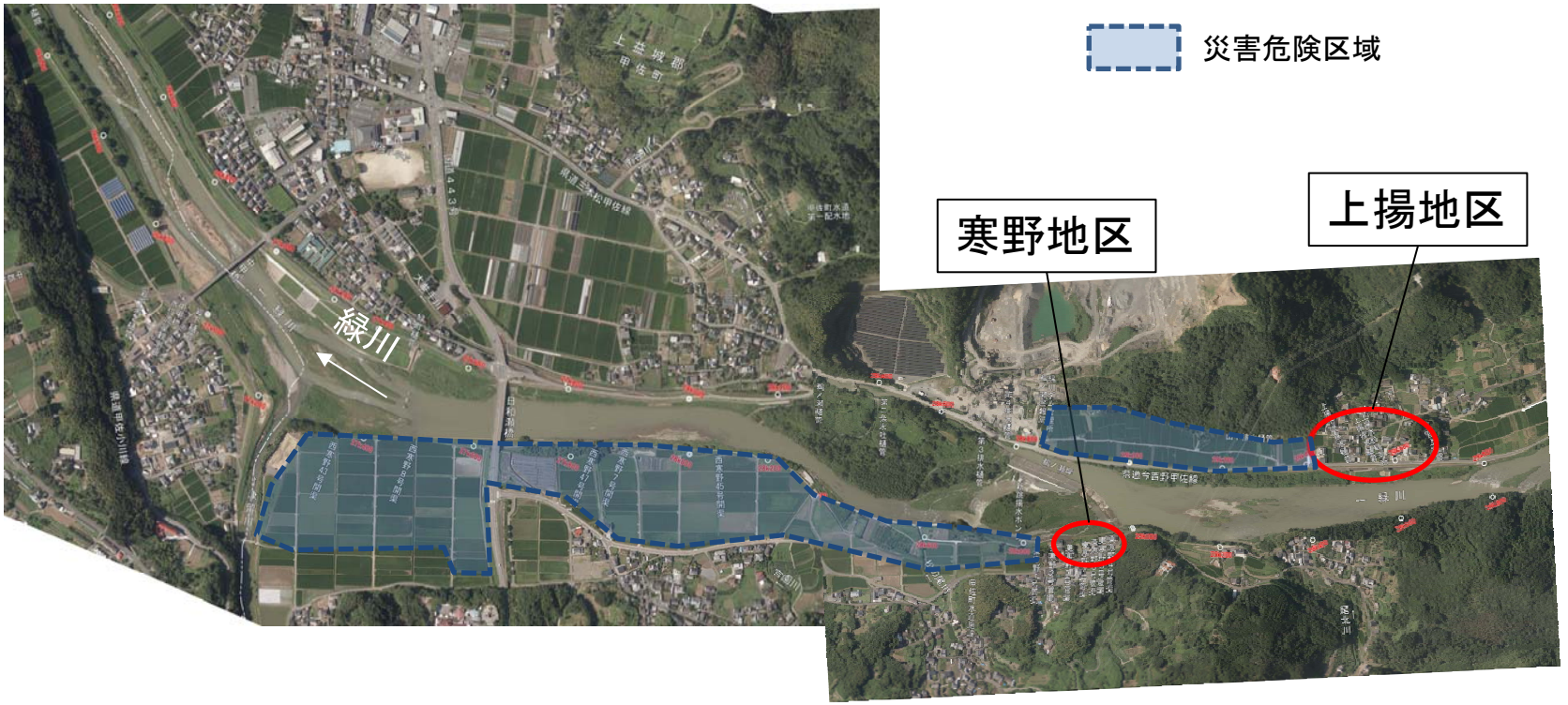

災害危険区域の指定

【美里町の事例】

○出水による災害を未然に防止するため建築物の建築制限を行うため災害危険区域を指定する。
□美里町災害危険区域に関する条例(平成16年11月1日条例第138号)

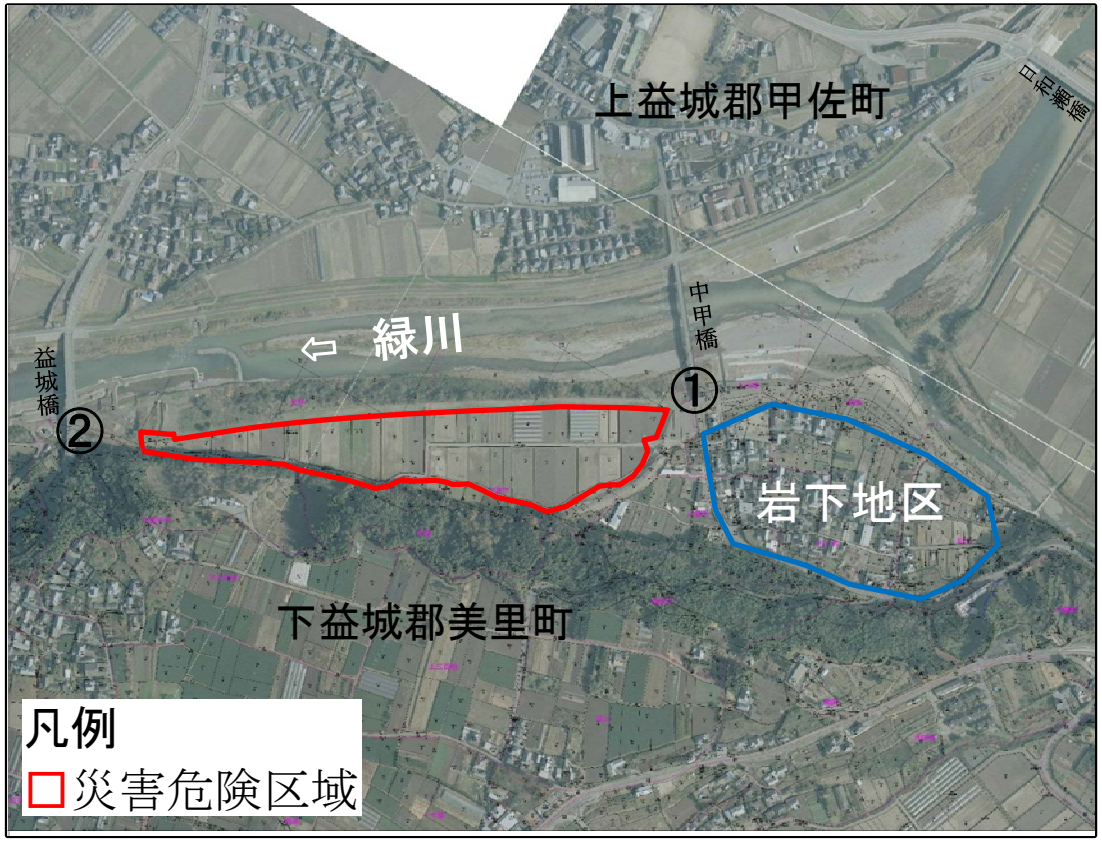

中心市街地における、老朽建築物の建替え促進、防災機能の強化【熊本市の事例】

○まちなか再生プロジェクトは、容積率割増等の3つの取組により、老朽建築物の建替え等を促すとともに、併せて、空地を生み出すことで災害時の避難・活動空間を確保するなど、災害に強い上質な都市空間を創出。

○財政支援の取組では、<u>水害時でも建物の機能が確保されるよう、電気設備等の浸水対策※を図ることを条件</u>としている。 ※浸水想定深以上に、電気設備を配置すること等。 ※現在、3件認定。（建設工事中）

■熊本市　まちなか再生プロジェクトの例

熊本地震からの創造的復興を加速する

まちなか再生プロジェクト

容積率割増　　**高さ基準の拡充**　　**財政支援**

イメージ（現状）

防　災	‥◇建物が老朽化し、災害時は不安 ◇災害時の避難・活動空間が不足し不安
歩行空間	‥◇歩道が狭く、歩きにくい
賑わい	‥◇駐車場や空きテナントが多く、活気がない

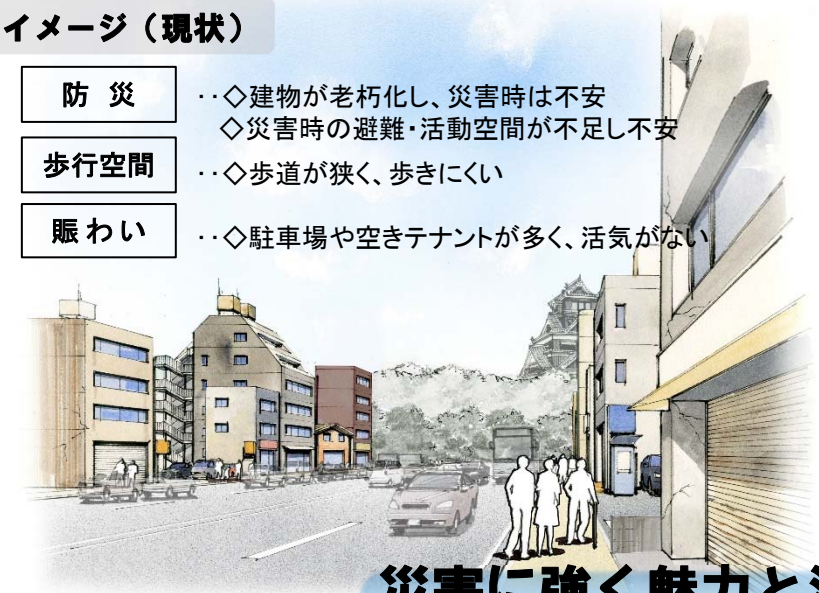

イメージ（将来）

防　災	‥◇耐震性に優れた建物になり、災害時も安心 ◇災害時の避難・活動空間が確保され安心
歩行空間	‥◇歩道が広く、歩きやすい
賑わい	‥◇規模が大きく魅力的な建物が増加 ◇オープンスペースでイベントが開催され活気がある

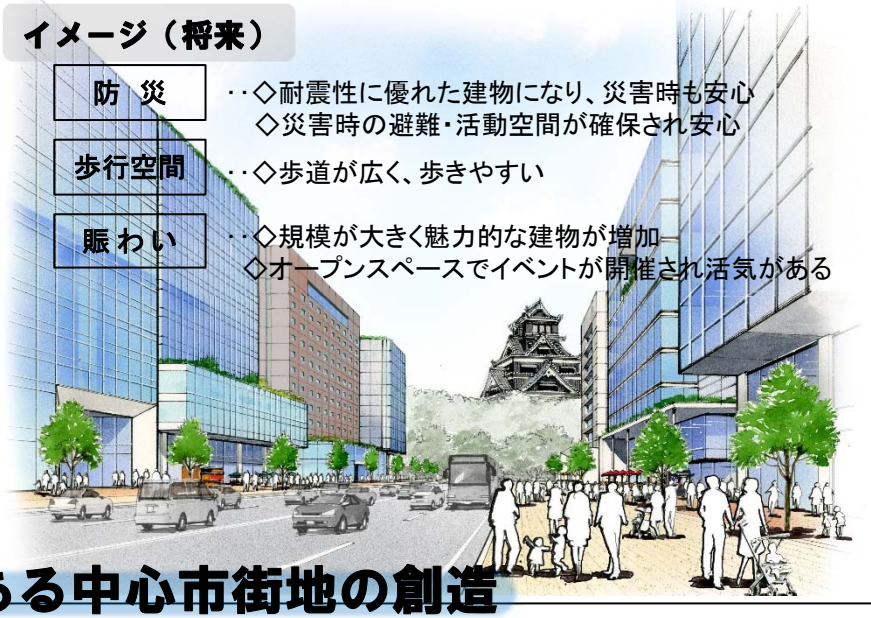

災害に強く魅力と活力ある中心市街地の創造

統合型ハザードマップを活用した情報発信
【熊本市の事例】

○個々のハザードマップを1つにまとめた統合型ハザードマップを令和2年度4月からweb上で公開
○ハザードマップを活用するための【避難行動判定フロー】を市政だより（6月号）で市民へ配布

■統合型ハザードマップを活用した情報発信の例

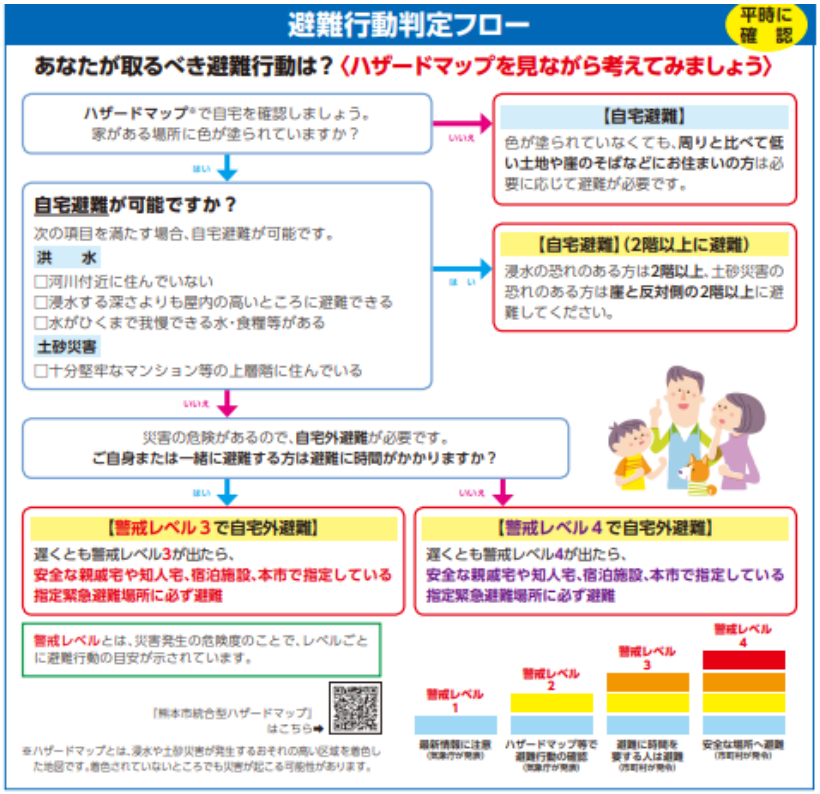

熊本市市政だより(6月号)P2

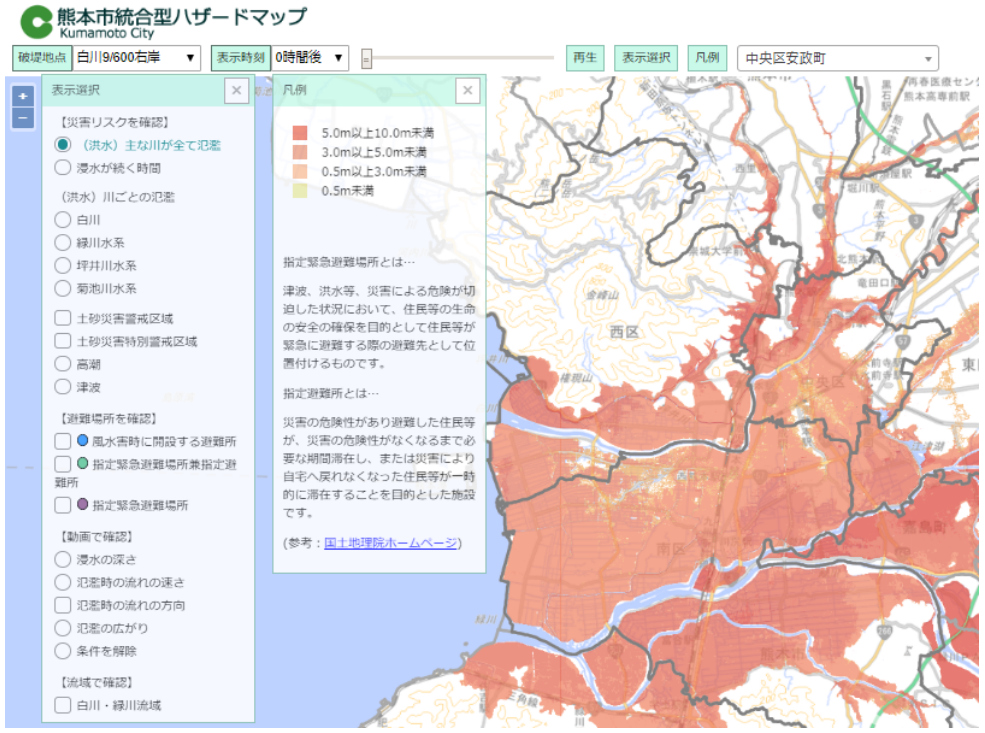

熊本市統合型ハザードマップ

洪水・土砂災害ハザードマップづくり

【大津町の事例】

〇白川流域である大津町の中部・南部地区において、洪水・土砂災害ハザードマップを作成
〇町民の方々に非常時避難に利用してもらう

■洪水・土砂災害ハザードマップの作成状況

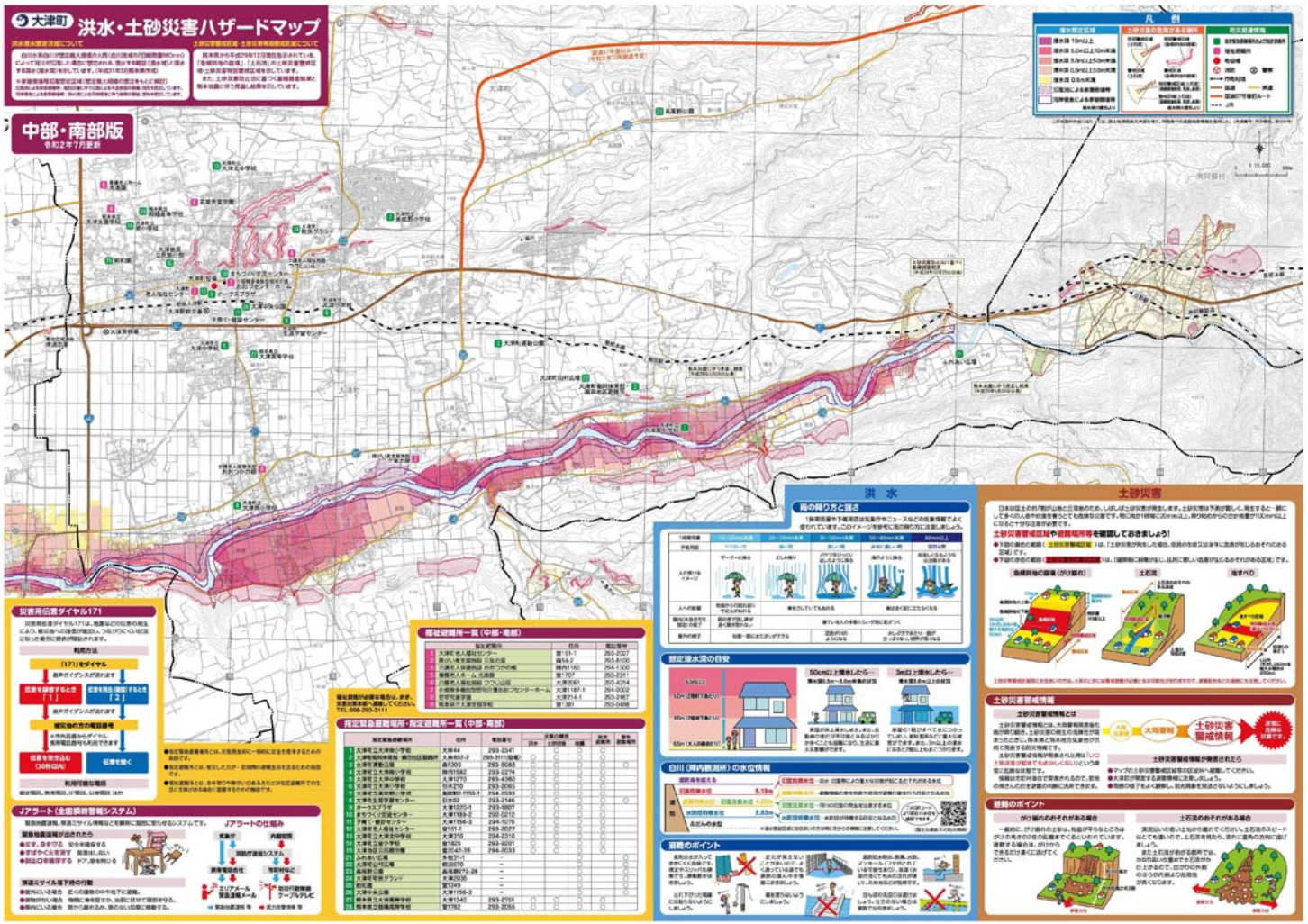

ため池ハザードマップの作成

【御船町の事例】

〇ため池のハザードマップは、地域住民の自主防災意識の向上を図り、ため池の防災対策や災害時の被害軽減を目的としている

〇全部で15箇所のマップを作成予定

■ため池の配置状況

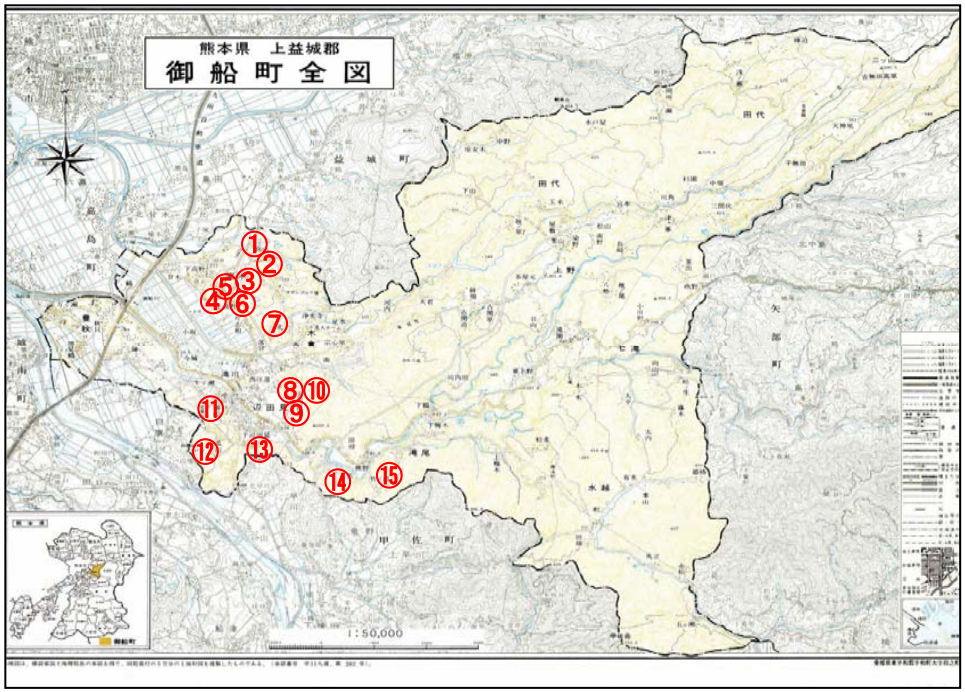

▲①亀山ため池

▲⑦中原ため池

ため池ハザードマップの作成

【美里町の事例】

〇ため池ハザードマップとは、規模の大きな地震によりため池の堤体が決壊した場合の備えとして、安全で迅速な避難行動に役立てていただくことを目的に作成するものです。
〇本町には51箇所のため池があり、内25箇所を防災重点ため池として指定し、令和２年度までに指定した全箇所のハザードマップ作成を予定している。

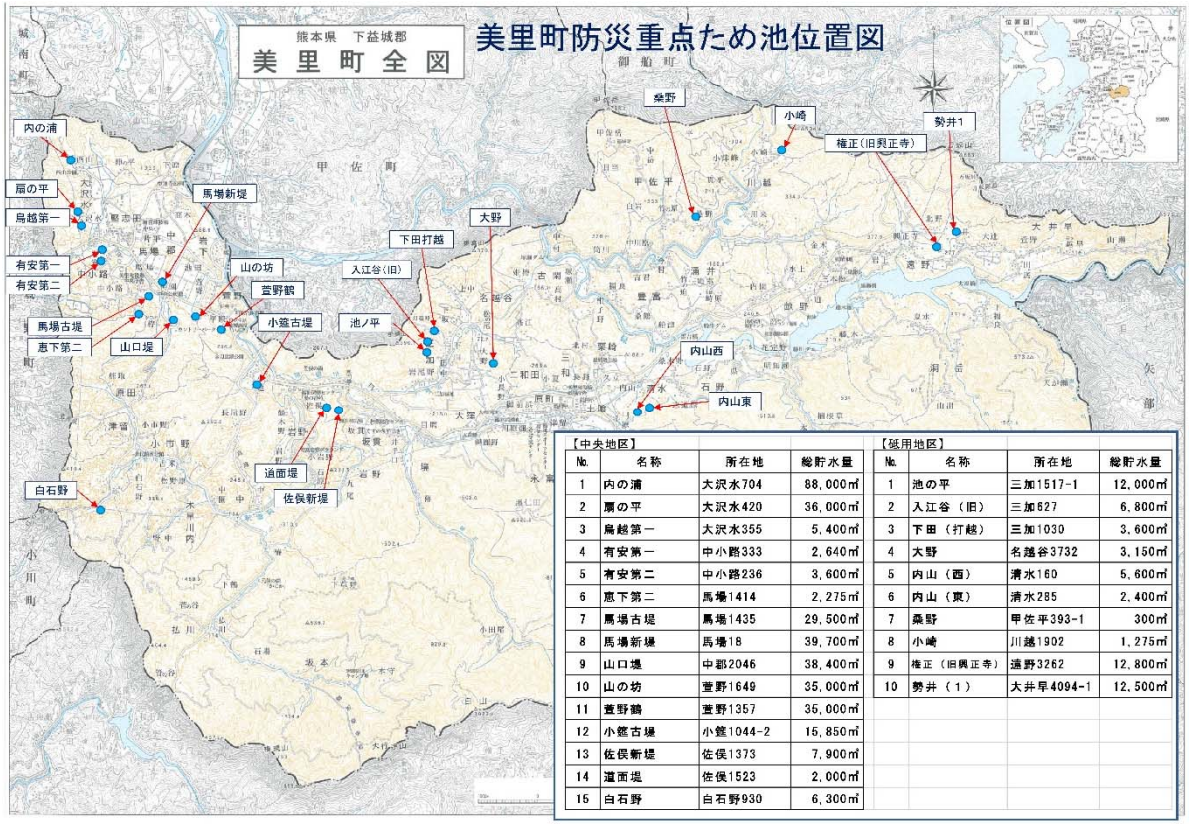

【中央地区】

No.	名称	所在地	総貯水量
1	内の浦	大沢水704	88,000㎥
2	扇の平	大沢水420	36,000㎥
3	烏越第一	大沢水355	5,400㎥
4	有安第一	中小路333	2,640㎥
5	有安第二	中小路236	3,600㎥
6	恵下第二	馬場1414	2,275㎥
7	馬場古堤	馬場1435	29,500㎥
8	馬場新堤	馬場18	39,700㎥
9	山口堤	中郡2046	38,400㎥
10	山の坊	萱野1649	35,000㎥
11	萱野鵜	萱野1357	35,000㎥
12	小籠古堤	小籠1044-2	15,850㎥
13	佐俣新堤	佐俣1373	7,900㎥
14	過面堤	佐俣1523	2,000㎥
15	白石野	白石野930	6,300㎥

【砥用地区】

No.	名称	所在地	総貯水量
1	池の平	三加1517-1	12,000㎥
2	入江谷（旧）	三加627	6,800㎥
3	下田（打越）	三加1030	3,600㎥
4	大野	名越谷3732	3,150㎥
5	内山（西）	清水160	5,600㎥
6	内山（東）	清水285	2,400㎥
7	桑野	甲佐平393-1	300㎥
8	小崎	川越1902	1,275㎥
9	権正（旧興正寺）	遠野3262	12,800㎥
10	勢井（１）	大井早4094-1	12,500㎥

扇の平ため池

総合防災マップ作成、雨水対策検討、防災士育成

【御船町の事例】

〇御船町総合防災マップは、町民に災害に関する情報を提供し、事前の備えに役立てもらうために作成。総合防災マップでは、身の回りの危険箇所や避難所、避難経路などが確認可能

〇御船町の下水道事業は、令和元年度及び２年度の大雨により町内において、冠水被害等が出ており、令和２年度で内水解析及び調査・測量を行う

〇防災士を配置することで、地域の防災力向上を目的としている。東日本大震災や熊本地震においても防災士のリーダーシップによって住民の命が助かったり、避難所開設がスムーズに運んだという事例が多数報告されている

■総合防災マップ

▲御船町総合防災マップ

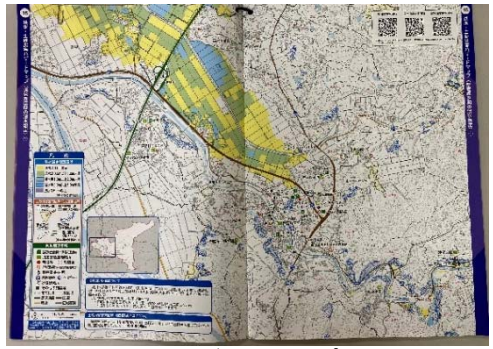

▲洪水・土砂災害ハザードマップ（浸水深の凡例）

■雨水対策検討

▲道路側溝が溢れ出している

▲道路が冠水している

■防災士育成

▲地域のリーダーを中心に防災訓練

▲地域で防災訓練（リーダーから指示）

総合防災マップの配布、自主防災組織活動
【美里町の事例】

○美里町総合防災マップは町民が災害による被害に遭う前に的確な避難行動をとるための一助として全戸に配布している。
○自主防災組織は現在５９組織が活動を行っており避難訓練や情報伝達訓練、資機材の点検などを行っている。町でも育成のために組織の代表者を集めた研修会を行っている。

総合防災マップ

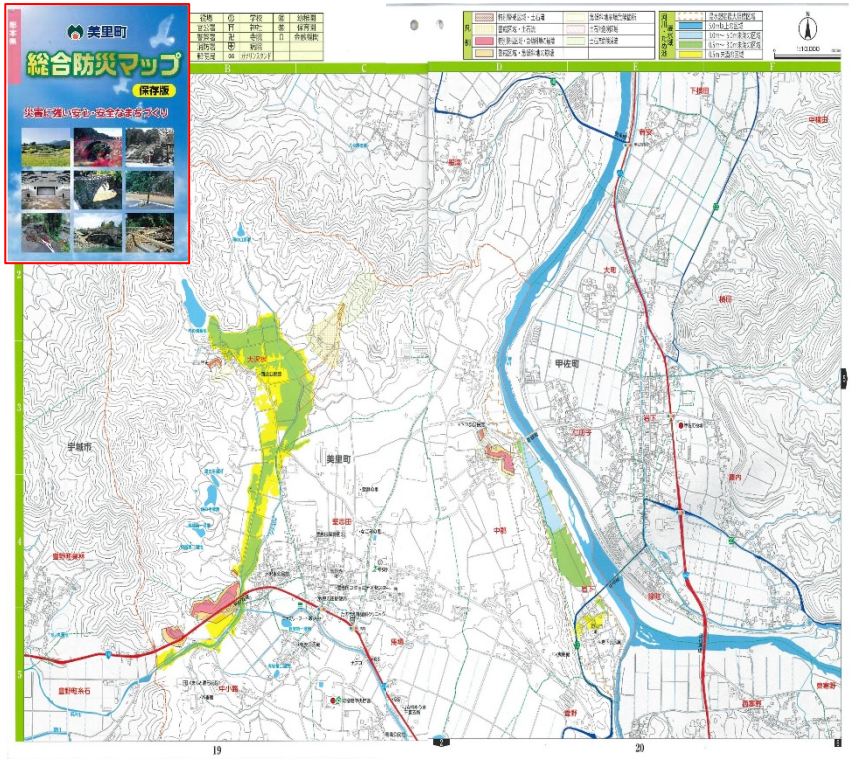

自主防災組織(防災訓練及び代表者研修の様子)

白川水系流域治水プロジェクト【中間とりまとめ（案）】

資料３－３

～上流から河口まで一本でつながる治水対策及び流域が一体となった防災・減災対策～

○ 令和元年東日本台風では、戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、白川水系においても、事前防災対策を進める必要があることから、以下の取り組みを実施していくことで、国管理区間においては、近年最大の平成24年7月規模の洪水を安全に流し、それを上回る戦後最大の昭和28年6月規模の洪水と同規模の洪水に対して堤防からの越水を回避し、流域における浸水被害の軽減を図る。

■河川における対策

対策内容　　河道掘削、横断工作物の対策、堤防整備
立野ダム建設　等

■流域における対策

・調整池の整備
・住宅等における雨水浸透施設の設置補助
・一定規模以上の開発行為に対する雨水地下浸透の指導
・災害危険区域の指定
・立地適正化計画の策定（防災指針の追加を含む）
・中心市街地における老朽建築物の建替え促進、防災機能の強化　等

※今後、関係機関と連携し対策検討

■ソフト対策

・水位計・監視カメラの設置
・総合防災マップ、ハザードマップの作成（全戸配布）
・水防災教育の実施、防災訓練
・自主防災組織活動の推進　等

※今後、関係機関と連携し対策検討

凡　例

想定浸水範囲（戦後最大のS28.6洪水規模）

大臣管理区間

※ 具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

緑川水系流域治水プロジェクト【中間とりまとめ（案）】

資料３－４

～歴史的な治水対策の保全及び未来に向けて流域が一体となった防災・減災対策～

○令和元年東日本台風では、戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、緑川水系においても、事前防災対策を進める必要があることから、以下の取り組みを実施していくことで、国管理区間においては、戦後最大の昭和63年5月洪水と同規模の洪水を安全に流し、流域における浸水被害の軽減を図る。

大津町
菊陽町
西原村
下水道等の排水施設の整備
熊本市
益城町
橋梁架替
河道掘削
堤防整備
堤防整備
高潮堤防整備
嘉島町
天明新川
御船町
堤防整備
河道掘削
緑川
堤防整備
堤防整備
宇土市
河道掘削、樹木伐採
堤防整備
河道掘削、橋梁架替、堰改築　等
甲佐町
山都町
堤防整備
宇城市
河道掘削、樹木伐採
美里町
八代市

■河川における対策
対策内容　高潮堤防整備、堤防整備、河道掘削
橋梁架替、堰改築　等

■流域における対策
・調整池の整備
・住宅等における雨水浸透施設の設置補助
・一定規模以上の開発行為に対する雨水地下浸透の指導
・校庭貯留施設整備
・下水道等の排水施設の整備
・利水ダム等3ダムにおける事前放流等の実施、体制構築（関係者：国、熊本県など）
・災害危険区域の指定
・立地適正化計画の策定（防災指針の追加を含む）　等
※今後、関係機関と連携し対策検討

■ソフト対策
・水位計・監視カメラの設置
・総合防災マップ、ハザードマップの作成（全戸配布）
・防災無線、防災アプリによる情報提供
・水防災教育の実施、防災訓練
・自主防災組織活動の推進　等
※今後、関係機関と連携し対策検討

凡例
浸水範囲（戦後最大の昭和63年5月洪水実績）
大臣管理区間

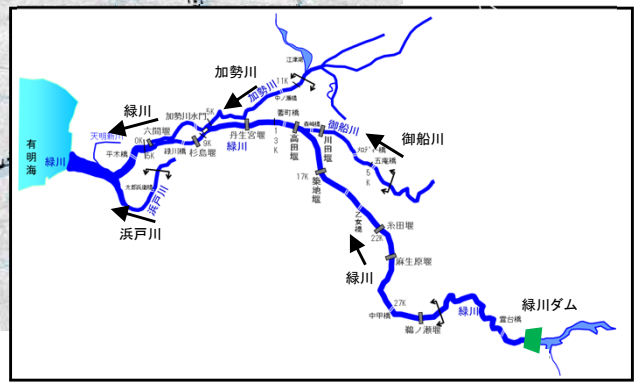

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

資料４

白川・緑川水系流域治水協議会の今後のスケジュール（案）

R2.9.2

白川・緑川水系流域治水協議会・同幹事会設立
白川・緑川水系流域治水協議会「幹事会」※台風９号接近により書面確認
・流域治水プロジェクトの概要、協議会規約・構成確認、対策メニュー確認
・今後のスケジュール

中間とりまとめ公表資料（案）の作成・確認

（今回）
R2.9.30

白川・緑川水系流域治水協議会
・流域治水プロジェクトのとりまとめ内容共有等

調整中

中間とりまとめ資料の公表予定

白川・緑川水系流域治水協議会　幹事会（２回程度）
・３月公表に向け、今後の対策メニュー確認等

R3.1～2

白川・緑川水系流域治水協議会
・流域治水プロジェクトのとりまとめ内容共有等

３月末　最終とりまとめ　公表予定

参考資料１

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和２年９月２日
九州地方整備局
熊本河川国道事務所

記 者 発 表 資 料

『白川・緑川水系流域治水協議会・同幹事会』を設置しました。

令和元年東日本台風をはじめ、平成２９年九州北部豪雨や、熊本県をはじめ九州各地で洪水被害が発生した令和２年７月豪雨など、近年激甚的な水害が頻発しており、今後も気候変動による、降雨量の増大や水害の激甚化、頻発化が予測されております。

気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、これまでの治水対策に加え、流域全体のあらゆる関係者が協働して水害を軽減させる治水対策、「流域治水」へ転換し、「流域治水プロジェクト」として示し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速していくことが必要となります。

今回、「白川・緑川水系流域治水協議会・同幹事会」を設置し、白川及び緑川流域における「流域治水対策」を検討致します。

記

■構　成　員：熊本市、阿蘇市、大津町、菊陽町、高森町、西原村、南阿蘇村、
宇土市、宇城市、嘉島町、益城町、御船町、甲佐町、美里町、山都町、
熊本県、熊本河川国道事務所、立野ダム工事事務所、緑川ダム管理所

■会場の公開について
：協議会について、報道機関のみの公開となります。
テレビカメラ等による撮影は、意見交換の妨げにならないようにご配慮願います。

■そ　の　他：協議会の開催につきまして、詳細が決定次第改めてお知らせします。

【問い合わせ先】
国土交通省　九州地方整備局　熊本河川国道事務所
副　所　長　宮本　浩
調査第一課長　鳥井　譲太
電話：０９６－３８２－１１１１（代表）

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和２年９月２８日
九州地方整備局
熊本河川国道事務所

記 者 発 表 資 料

『第１回　白川・緑川水系流域治水協議会』を開催します。

令和元年東日本台風をはじめ、平成２９年九州北部豪雨や、熊本県をはじめ九州各地で洪水被害が発生した令和２年７月豪雨など、近年激甚的な水害が頻発しており、今後も気候変動による、降雨量の増大や水害の激甚化、頻発化が予測されております。

気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、これまでの河川等による治水対策に加え、流域全体のあらゆる関係者が協働して水害を軽減させる治水対策、「流域治水」へ転換し、「流域治水プロジェクト」として、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速していくことが必要となります。

今回、白川及び緑川において、流域治水対策の取り組み状況についての確認及び、流域治水対策を今後流域が一体となり推進していくために「白川・緑川水系流域治水協議会」を開催いたします。

記

■日　　時　：令和２年９月３０日（水）１５：００～１７：００（予定）
■場　　所　：ホテル熊本テルサ３Ｆ　たい樹
■出席予定　：熊本市、宇土市、宇城市、阿蘇市、美里町、大津町、菊陽町、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、熊本県、国土交通省
※一部、リモートでの協議会の参加となっています。
■会場の公開について
：本協議会は、報道機関のみの公開となります。
■そ　の　他：報道の方へ
・カメラ撮りは冒頭の挨拶までとさせて頂きます。
・新型コロナウイルス対策として、記帳・マスク着用をお願いします。
・当日、降雨などにより防災体制等に入る場合は中止することがあります。

【問い合わせ先】
国土交通省　九州地方整備局　熊本河川国道事務所
副　所　長　宮本　浩
調査第一課長　鳥井　譲太
電話：０９６－３８２－１１１１（代表）

参考資料２

白川・緑川水系流域治水協議会規約

（設置）
第１条　「白川・緑川水系流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

（目的）
第２条　本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、白川及び緑川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）
第３条　協議会は、別表１の職にある者をもって構成する。
２　協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
３　事務局は、第１項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表１の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会の構成）
第４条　協議会に幹事会等を置く。
２　幹事会は、別表２の職にある者をもって構成するが、必要に応じて別表２の職にある者以外の関係者を参加させる事ができる。
３　幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
４　幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換及び河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策等の各種検討、調整、取組み状況の確認・点検を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
５　事務局は、第２項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表２の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）
第５条　協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
１　白川及び緑川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
２　河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
３　「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
４　その他、流域治水に関して必要な事項。

（会議の公開）
第６条　協議会は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
２　幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会報告することにより公開と見なす。

（協議会資料等の公表）

第７条　協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

２　協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第８条　協議会の事務局を熊本河川国道事務所調査第一課及び熊本県河川課に置く。

（雑則）

第９条　この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

第 10 条　本規約は、令和２年９月２日から施行する。

別表１－１　協議会の構成（白川水系）

熊本市長
阿蘇市長
大津町長
菊陽町長
高森町長
西原村長
南阿蘇村長
熊本県　土木部　河川港湾局　河川課長
国土交通省九州地方整備局　熊本河川国道事務所長
国土交通省九州地方整備局　立野ダム工事事務所長

別表１－２　協議会の構成（緑川水系）

熊本市長
宇土市長
宇城市長
美里町長
大津町長
菊陽町長
西原村長
御船町長
嘉島町長
益城町長
甲佐町長
山都町長
熊本県　土木部　河川港湾局　河川課長
国土交通省九州地方整備局　熊本河川国道事務所長
国土交通省九州地方整備局　緑川ダム管理所長

別表２－１　幹事会の構成（白川水系）

熊本市　政策局　危機管理防災総室副室長
熊本市　都市建設局　土木部　河川課長
阿蘇市　総務部　政策防災課長
阿蘇市　土木部　建設課長
大津町　土木部　建設課長
菊陽町　総務部　危機管理防災課長
菊陽町　土木部　建設課長
菊陽町　土木部　都市計画課長
高森町　建設課長
西原村　復興建設課長
南阿蘇村　総務課長
南阿蘇村　建設課長
熊本県　土木部　河川港湾局　河川課　審議員
国土交通省九州地方整備局　熊本河川国道事務所　副所長
国土交通省九州地方整備局　熊本河川国道事務所　調査第一課長
国土交通省九州地方整備局　立野ダム工事事務所　副所長
国土交通省九州地方整備局　立野ダム工事事務所　調査設計課長

別表２－２　幹事会の構成（緑川水系）

熊本市　政策局　危機管理防災総室副室長
熊本市　都市建設局　土木部　河川課長
宇土市　総務部　危機管理課長
宇城市　土木部　部次長
美里町　総務課長
美里町　建設課長
大津町　土木部　建設課長
菊陽町　総務部　危機管理防災課長
菊陽町　土木部　建設課長
菊陽町　土木部　都市計画課長
西原村　復興建設課長
御船町　建設課長
嘉島町　建設課長
益城町　都市建設課長
益城町　下水道課長
甲佐町　建設課長
山都町　建設課長
熊本県　土木部　河川港湾局　河川課　審議員
国土交通省九州地方整備局　熊本河川国道事務所　副所長
国土交通省九州地方整備局　熊本河川国道事務所　調査第一課長
国土交通省九州地方整備局　緑川ダム管理所　専門官

参考資料３

白川水系（直轄区間（白川）、県区間(白川、黒川)）における浸水想定区域図（想定最大規模）

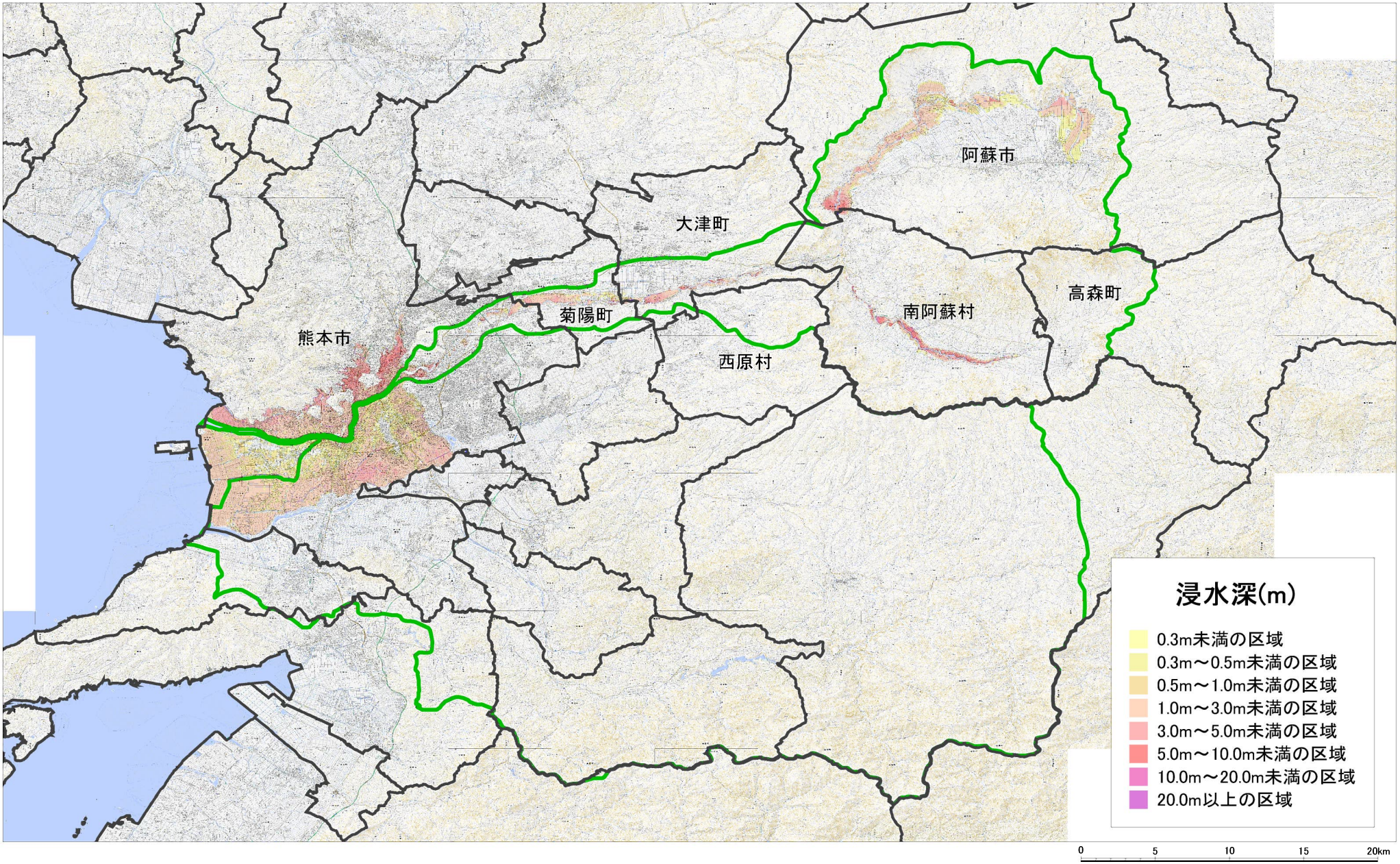

緑川水系（直轄区間（緑川、加勢川、御船川、浜戸川）、県区間(天明新川、浜戸川、潤川、健軍川、 藻器堀川、木山川、矢形川、御船川、千滝川））における浸水想定区域図（想定最大規模）

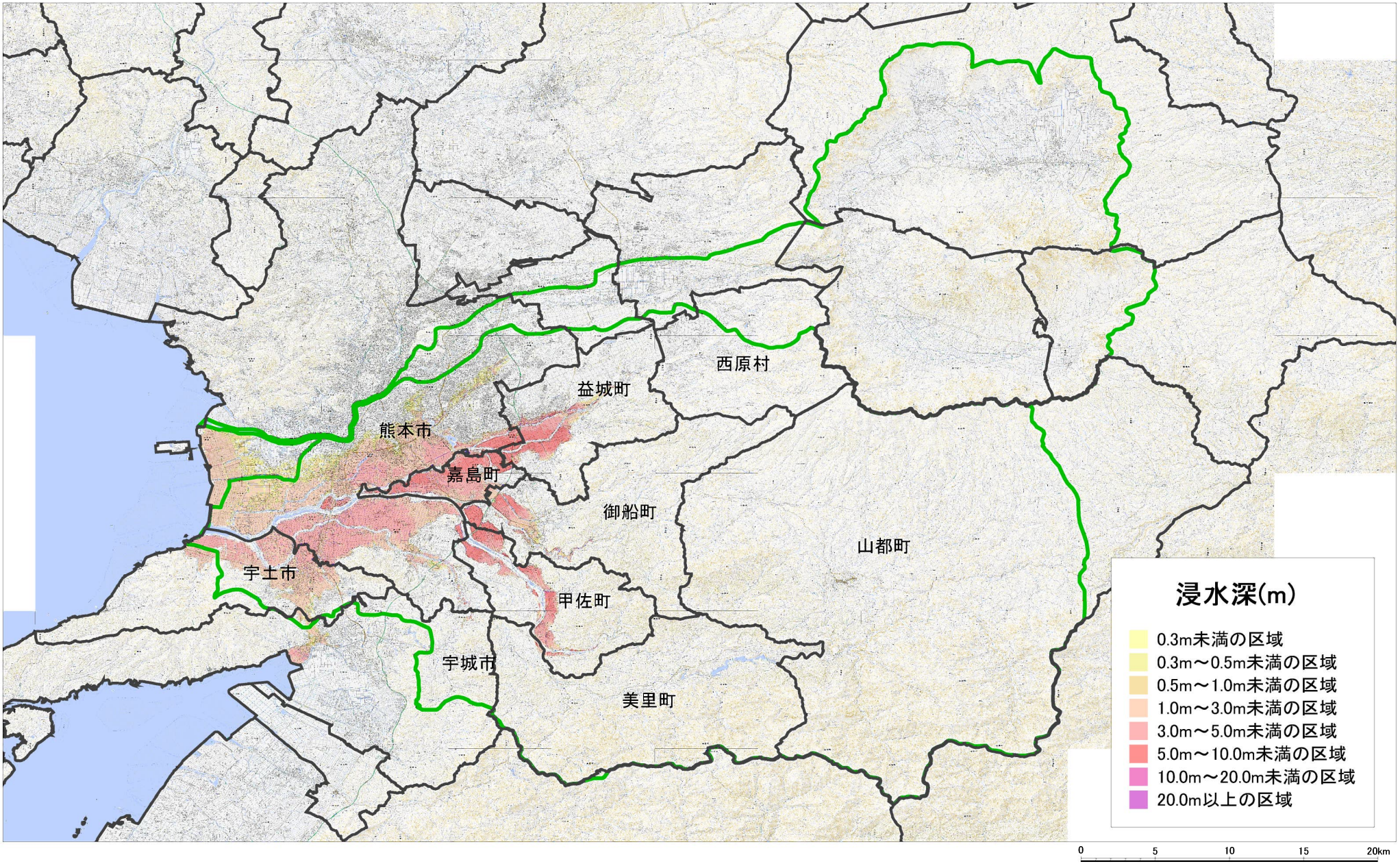
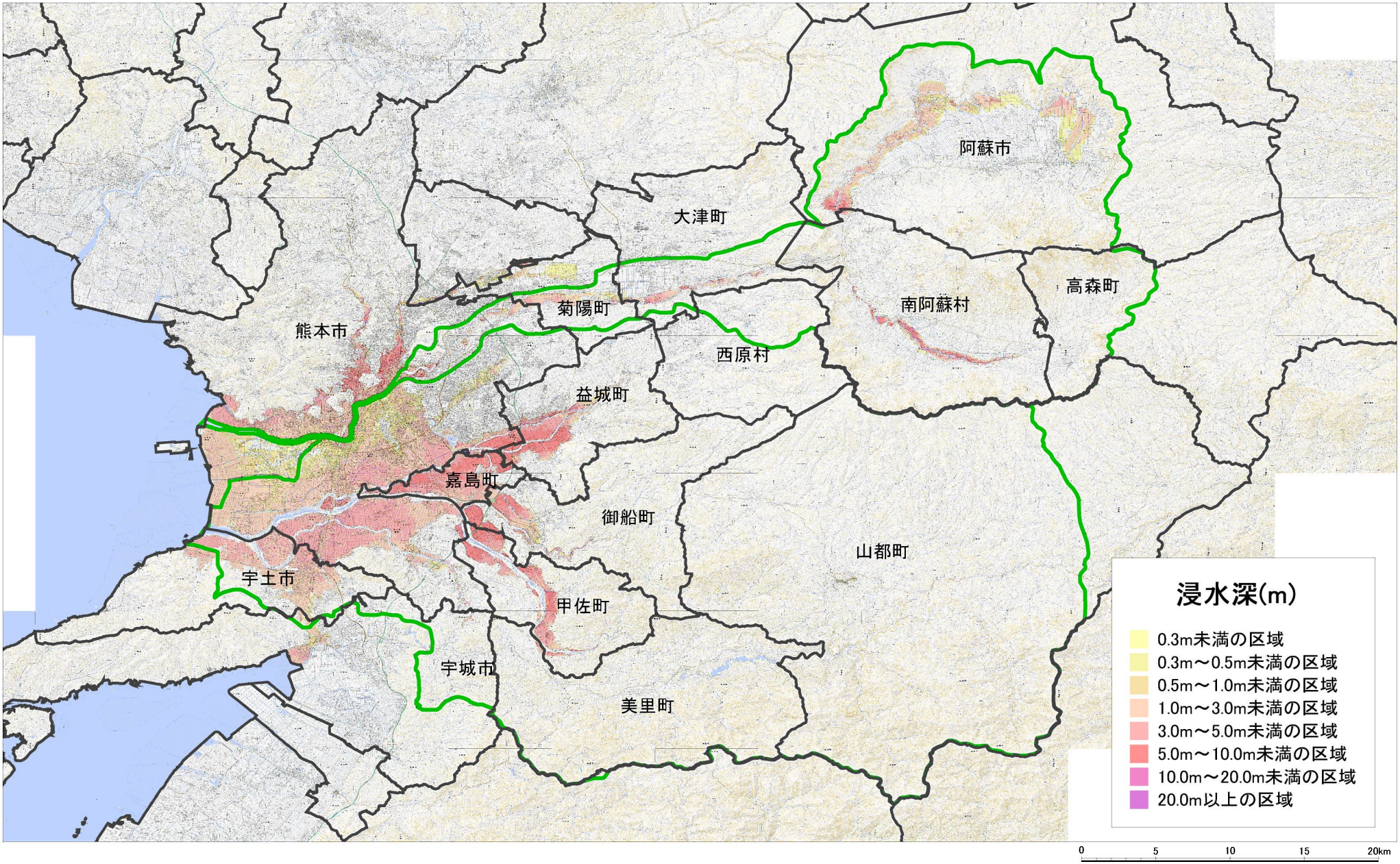
白川水系（直轄区間（白川）、県区間(白川、黒川））、坪井川水系（県区間（坪井川、井芹川、堀川））、
緑川水系（直轄区間（緑川、加勢川、御船川、浜戸川）、県区間(天明新川、浜戸川、潤川、健軍川、 藻器堀川、木山川、
矢形川、御船川、千滝川））、千間江湖、除川における浸水想定区域図（想定最大規模）